

金属労協

「地方における政策・制度課題2019」

2019年3月策定

全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協／JCM)

目 次

はじめに	1
I. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方	2
II. 具体的な取り組み項目	5
III. 背景説明	13

具体的な取
り組み項目 背景説明

1. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

<地方自治体や国の出先機関への要請項目>

①中小企業振興基本条例の制定・改訂	5	13
②奨学金返還支援制度などの拡充	5	13
③「行政事業レビューシート」に相当するシートの作成・充実・活用	5	14
④行革甲子園への参加・活用の推奨	5	16
⑤公契約における下請ガイドライン、自主行動計画 などを遵守した適正取引	5	16
⑥公契約における労働条件審査の導入	6	17

2. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

<地方自治体や国の出先機関への要請項目>

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設	6	19
②ものづくりマイスターの活用拡大	6	23
③ものづくりマイスターの活用などに際しての 労働組合などの参画	6	23
④事業引継ぎ支援センターの強化	6	23
⑤中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援	7	24
⑥海外事業展開を図ろうとする地元企業支援	7	25
⑦地域活性化に向けたふるさと納税の活用	7	26
⑧地元企業の紹介	7	27

<労働組合としての取り組み項目>

⑨カイゼンインストラクター養成スクールの現場実習 受け入れ企業の紹介	11	19
⑩ものづくり教室の開催	11	28

3. 工業高校教育の強化

<地方自治体や国の出先機関への要請項目>

①産業教育設備予算の拡充	7	29
②工業高校の魅力の発信	8	29
③「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大	8	31
④「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」 の指定獲得	8	31

⑤専攻科の拡充	8	32
⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の 地元ものづくり産業での再就職支援	8	33
⑦実習助手の待遇改善	8	33

<労働組合としての取り組み項目>

⑧工業高校の見学	11	—
----------	----	---

4. ワークルール遵守に向けた仕組みづくり

<労働組合としての取り組み項目>

①地方連合会と都道府県社会保険労務士会との 意見交換・情報交換	11	34
------------------------------------	----	----

5. 特定最低賃金の取り組み強化

<労働組合としての取り組み項目>

①特定最低賃金の金額改正・新設に関わる必要性審議・ 金額審議の取り組み強化と、組織内における特定最低 賃金の意義・重要性の共有化	12	36
②介護職員などを対象とする特定最低賃金の創設	12	—

6. 仕事と家庭の両立支援

<地方自治体や国の出先機関への要請項目>

①事業所内保育施設の支援	9	38
②余裕教室の活用による保育所設置	9	38
③学童保育の拡充	9	39
④保育士、学童保育指導員（放課後児童支援員）の 賃金・労働諸条件改善	9	—
⑤病児・病後児・体調不良児の保育の拡充	9	40
⑥特別養護老人ホームの増設促進	9	41

<労働組合としての取り組み項目>

⑦企業主導型保育事業の活用	12	38
⑧看護・介護、私傷病治療などによる退職の防止	12	42

7. 外国人技能実習制度、新しい在留資格「特定技能」の適正な運用

<地方自治体や国の出先機関への要請項目>

①外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、 監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正 行為の根絶	10	44
②外国人技能実習生や特定技能外国人に対する報酬で 規定されている「日本人が従事する場合の報酬の額と 同等以上」の実効的な確保	10	—
③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実践	10	44

＜は じ め に＞

2012年に始まった景気回復・拡大は、すでに戦後最長となっていますが、米中対立によりソビエト崩壊以降の国際的枠組みが変化しつつあり、国として、地域として、産業・企業として、「米中新冷戦」に的確に対応していく必要があります。激変の時代においては、激変に耐える「強固な日本経済」の構築が不可欠です。「強固な日本経済」は「強固な地方」なしにありえず、「強固な地方」は「強固な現場」なしにはありえません。国の政策はもちろん、地方自治体においても、「強固な地方」「強固な現場」を構築するための政策推進が不可欠です。

金属産業には、

- ・長期的な観点に立った経営が必要であること。
- ・人材（人的資産）が決定的に重要であり、チームワークで成果をあげる仕事であること。
- ・グローバル経済を生き抜いていくための独創性が不可欠であること。
- ・バリューチェーン全体として強みを発揮する産業であること。

といった特徴があります。長期にわたる経験によって蓄積された現場の従業員の技術・技能やノウハウ、判断力と創意工夫、それらを発揮することによる技術開発力、製品開発力、生産管理能力などの「現場力」が日本のものづくり産業の「強み」となっていますが、第4次産業革命が急速に進展し、IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなどによりデジタル化・インテリジェント化が進む中であっても、システム全体をどのように活用し、どのようにカイゼンを重ねていくかが競争力の源泉であり、「現場力」が決定的に重要であることには変わりありません。

金属労協は従来から、

- *民間産業に働く者の観点
- *グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点
- *なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

に立って政策・制度課題の解決に取り組んできました。策定中の「2019年政策・制度要求」でも、

- I. 「強固な日本経済」の構築をめざすマクロ経済政策
- II. 「攻め」の産業政策としての第4次産業革命対応
- III. 「付加価値の適正循環」と人材の確保・育成
- IV. 「良質な雇用」の確立と労働CSRの推進
- V. 「脱炭素社会」を見据えた環境・エネルギー政策

という5つの柱の下で検討を進めています。

地域では、地域ごとの事情を反映した産別としての政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度要求に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合会金属部門連絡会など金属産業の都道府県別組織とが連携を図り、地方連合会を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。

各地域で政策議論を進める中、この「地方における政策・制度課題2019」に盛り込まれた項目についても検討し、連合内の他組織との意見交換・情報交換、地元産業界やその他関連組織に対する理解促進活動を進めつつ、実現に向けた活動を積極的に展開していくこととします。

I. 地方政策実現に向けた取り組みの進め方

「民間・ものづくり・金属」の立場からの政策を実現するためには、たとえば以下のような手順が想定され、金属の労働組合として、積極的な対応を図ります。

①地方連合会の政策への盛り込みに向けて

- *まずは、この「地方における政策・制度課題2019」を地方連合会事務局に提出し、検討を依頼する。
- *地方連合会金属部門連絡会として、地方連合会に働きかける。
- *金属部門連絡会としての意見表明が困難な場合、地方連合会の政策策定の場において、金属の労働組合の参加者が産別の代表として積極的に発言し、地方連合会の政策への盛り込みを図る。
- *個別項目ごとに地方連合会に働きかけるよりも、地方連合会事務局に「地方における政策・制度課題2019」の内容の網羅的な検討を働きかけたほうが、地方連合会の政策に採用されやすい。

②実現に向けたその他の行動

- *金属労働組合組織内で理解を深めるため、各地域において、春季もしくは秋季に「地方における政策・制度課題2019」に関する研修会を開催したり、金属組織の諸会議において勉強会を実施したりする。
- *金属の労働組合が地方自治体の首長、担当部局などと懇談する機会をとらえて、政策の考え方を伝える。
- *支援する地方議会議員を通じて、政策の実現を図る。

地方政策を要請する際のポイント

①首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが重要

政策要請を行う場合、その中身により、次のような分類ができます。

- ①基本的な方向性に関する政策
- ②地方自治体がすでに進めようとしている政策
- ③具体的でかつ地方自治体として実施予定のない政策

①、②の政策であれば、前向きな見解を引き出すことは比較的容易です。しかしながら、③の政策を要請する場合、首長から100%否定的な見解が示されることは少ないものの、担当部局からは、さまざまな「できない理由」が示されるはずです。

こうした場合、首長や担当部局、地方議会議員の「心を動かす」ことが決定的に重要となります。こうした人々に、「そうだったのか」「そのとおりだ」「それでいこう」と感じてもらえるよう、具体的なデータや写真を示し、現場の声を伝え、他の都道府県の実施状況と比較する、といったことが必要です。自治体が情報を持っていないようであれば、まずは調査からはじめるよう、求めていくことも有効です。

②「行政事業レビューシート」の活用が重要

国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。都道府県、市区町村でも、名称はさまざまですが、これに相当するシートを作成・公表している地方自治体は少なくありません。労働組合から要請しようとする政策に類似の政策がすでに存在するのかどうか、その政策は効果をあげているのかどうかをチェックするのにきわめて有効な仕組みです。

ただし、すべての事業ではなく、主要な事業についてだけ、シートの作成・公表を行っているところもあります。無駄な事業、効果の少ない事業は、主要な事業の中には入っていないのが普通ですから、自治体に対し、すべての事業に関し、網羅的なシートの作成を促し、これを活用して、既存事業の費用対効果などをチェックし、ライバル自治体、近隣自治体を含む他の自治体との比較を行っていくことがきわめて有効です。

③PDCAサイクルを機能させる

地方自治体に対する要請項目が、一回の要請活動で実現することはまずありません。担当部局として本来は賛成なのだが、予算などの関係で否定的な公式見解を示さざるを得ない場合もあります。否定的な見解にひるむことなく、次の機会に備えることが重要です。首長や担当部局から示された見解を精査し、金属労協本部とも相談しながら、これを打ち破るためのロジックを組み立て、データを揃え、次の機会により強力な主張が展開できるようにしていきます。

④ねばり強い取り組みで政策実現を勝ち取る

「中小企業に対する支援を拡充せよ」「設備投資促進策を拡充せよ」などといった基本的な方向性に関する政策・制度要求については、地方自治体と労働組合の見解が異なっていることは少ないので、前向きな見解を引き出すことができると思いますが、具体的でかつ実施予定のない政策は、簡単に実現するものではありません。この「地方政策実現に向けた取り組みの進め方」を参考に、ねばり強い取り組みを進めていきます。

担当部局の反応とそれに対する対策

担当部局の反応	対 策
①似て非なる政策を指して、「類似の政策がすでにある」「その予算を増額した」と言われる場合。	政策要請に際しては、事前の情報収集が重要。「似て非なる政策」についても事前に検討し、なぜそれではだめなのか、要請する政策との違いは何か、を明確に説明できるようにしておく。
②予算がない、と言われる場合。	他の地方自治体、とくにライバル自治体、近隣自治体の状況や実施事例などを紹介できるようにしておく、「〇〇県に比べて、わが県は問題が深刻なのではないか」「〇〇県では実施しているのに、なぜわが県ではできないのか」といった主張が可能となり、担当部局からの反論が困難になる。
③こちらの知っている情報を長い時間かけて説明し、時間切れとなってしまう場合。	あらかじめ、こちらの知っている情報について担当部局に伝え、その部分に関しては、認識に誤りのない限り、説明不要であることを伝えておく。
④国が実施すべき政策である、と言われる場合。	「地方における政策・制度課題2019」に盛り込まれている政策課題に関しては、国の政策になり得るかどうかはともかく、少なくとも地方自治体で実施可能な政策である。他の自治体での実施事例などを紹介できるようにしておく、担当部局からの反論が困難になる。また、とくにライバル自治体、近隣自治体の事例は効果的。
⑤都道府県から、保育所や学童保育、介護施設などは市区町村の責任である、と言われる場合。	実施主体は市区町村であるとしても、たとえば「子ども・子育て支援新制度」では、「国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える」とされており、市区町村の「子ども・子育て支援事業計画」の数値の積み上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、量の見込みと確保方策を設定するため、「子ども・子育て会議」を設置し、「都道府県計画」を策定している。介護保険も市区町村単位ではあるが、介護保険の財源としては、都道府県は市区町村と同じ負担（12.5%）を負っており、都道府県の「基金事業計画」に基づき、「地域医療介護総合確保基金」を活用している。いずれにしても、都道府県がまったく関与しない、などということは考えられない。
⑥やりとりが堂々巡りになってしまう場合。何を言っても、同じ回答しか出てこなくなり、最後には沈黙してしまう場合。	担当部局からの反論の余地がなくなったということになる。この場合、たとえ担当部局としては賛成であったとしても、 ①財政当局の理解が得られない。 ②労働組合とは立場や利害関係の異なる人々に対する配慮により、政策として採用できない。 ことなどが考えられるので、首長や地方議会を説得することが不可欠となる。

Ⅱ. 具体的な取り組み項目

＜地方自治体や国の出先機関への要請項目＞

1. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

①中小企業振興基本条例の制定・改訂（自治体）

中小企業振興基本条例を制定・改訂し、国の「中小企業憲章」に則ったものにしていくとともに、「ものづくり産業」あるいは「製造業」の中小企業の振興、および「労働組合の参画」といったキーワードが必ず記載されるようにすること。（補強）…背景説明P. 13

②奨学金返還支援制度などの拡充（自治体）

地方自治体で設置している奨学金返還支援制度を拡充し、活用拡大を図ること。

支援対象者の要件は自治体ごとに決定するため、金属産業、ものづくり産業をはじめ、中小企業、第4次産業革命への対応など新しい成長分野に就職する者に対して適用されるようにすること。

…背景説明P. 13

③「行政事業レビューシート」に相当するシートの作成・充実・活用（自治体）

地方自治体が実施しているすべての事業について、個別に、目的、事業概要、予算額・執行額、目標・実績、コスト、評価などをまとめたシートの作成・充実を図ること。

シートを活用し、政策効果が少ないと見られる事業について、廃止・見直しを行っていくとともに、同様の政策効果をめざしている関連事業については、整理・統合ができないか検討していくこと。（新規）

市区町村に対しても、同様のシートの作成・充実・活用を促していくこと。（新規）

…背景説明P. 14

④行革甲子園への参加・活用の推奨（自治体）

愛媛県が全国の市区町村を対象に実施している「行革甲子園」に市区町村が積極的に参加し、また、紹介された取り組み事例を活用していくよう、都道府県から推奨すること。

都道府県版「行革甲子園」を開催するよう、全国の都道府県に提案すること。

…背景説明P. 16

⑤公契約における下請ガイドライン、自主行動計画などを遵守した適正取引（自治体）

地方自治体が民間企業に発注を行う際、「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」や「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」など、経済産業省の策定している下請ガイドライン、業界団体の作成する自主行動計画や、経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会

および61の業界団体、47の地方別経済団体が共同でとりまとめた「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」を遵守した取引を行うこと。

自治体を実施する入札や、締結する公契約が適正かどうかを審査する委員会に、ICT関係の専門家を加えること。(新規)

…背景説明P. 16

⑥公契約における労働条件審査の導入（自治体）

民間委託などの公契約を締結する際、全国社会保険労務士会連合会が提案している「労働条件審査」を導入すること。…背景説明P. 17

2. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

統一取り組み項目

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設（自治体・経産局）

ものづくり企業の従業員、OBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」を開設すること。

…背景説明P. 19

②ものづくりマイスターの活用拡大（自治体・労働局）

「ものづくりマイスター」による工業高校・中小企業などでの実技指導（延べ受講者数）は、全国で130,957人（2017年度）となっているが、地域での実績が相対的に少ない場合、その活用拡大を図ること。…背景説明P. 23

③ものづくりマイスターの活用などに際しての労働組合などの参画（労働局）

「ものづくりマイスター」の活用などを行う「若年技能者人材育成支援等事業」において設置される連携会議には、ものづくり産業の労働組合の代表や工業高校の代表をメンバーとして加えること。…背景説明P. 23

④事業引継ぎ支援センターの強化（自治体、経産局）

中小企業の事業承継支援のため各都道府県に設置されている「事業引継ぎ支援センター」の周知徹底を図ること。地域の状況により必要な場合には、相談窓口を増設すること。

世代交代に際し経営者の親族に後継者がいない場合などとともに、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な賃金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業に関しても、従業員への承継、親事業者との統合やバリューチェーン内における同業他社との統合を含め、事業引継ぎ支援を行っていくこと。(新規)

これまでに実施されたM&Aにおいて、譲受先企業が買収後、労働者の団結権・結社の自由

を侵害したり、賃金・労働諸条件の引き下げを行った事例が見られる場合は、そうした情報を収集し、譲渡を希望している企業に提供すること。(新規)

…背景説明P. 23

⑤中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援（自治体）

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。

(補強) …背景説明P. 24

⑥海外事業展開を図ろうとする地元企業支援（自治体）

海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）遵守の重要性について、周知徹底すること。…背景説明P. 25

⑦地域活性化に向けたふるさと納税の活用（自治体）

ふるさと納税の用途については、通常の歳出では予算が確保されにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものとし、たとえば、

- ・ 専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕の費用
- ・ 地方自治体独自の給付型奨学金の創設・拡充など、子どもの貧困・進学格差対策
- ・ 農産物、工業製品を問わず、返礼品＝試供品としての地元産品の活用

などに用いること。(新規)

市区町村に対しても、ふるさと納税を地元の都道府県立専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いるよう、協力を求めること。(新規)

…背景説明P. 26

⑧地元企業の紹介（自治体）

製品・技術・サービスなどが人々の幸福に多大な貢献をしている企業、従業員や弱者を大事にしている企業など地元の「感動できる会社」「地元で大切にしたい会社」をピックアップし、広く紹介していくこと。…背景説明P. 27

3. 工業高校教育の強化

統一取り組み項目

①産業教育設備予算の拡充（自治体）

専門高校に対する各都道府県の「産業教育設備予算」、とりわけ実験実習設備の購入費（新規・更新）や修繕費を大幅に拡充すること。工具や実習材料の予算も拡大を図ること。

ふるさと納税を、専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いること。(新規・再掲)

市区町村に対しても、ふるさと納税を地元の都道府県立専門高校の産業教育設備の購入・更新・修繕費用に用いるよう、協力を求めること。(新規・再掲)

…背景説明P. 29

②工業高校の魅力の発信（自治体）

工業高校の就職実績、3年離職率の低さなど、工業高校の魅力の情報発信に努めること。

…背景説明P. 29

③「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大（自治体）

全国工業高等学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」の認定件数は地域ごとに大きな差があるため、少ない地域では、工業高校に対しその拡大を促すこと。

…背景説明P. 31

④「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定獲得（自治体）

都道府県下の専門高校とりわけ工業高校が、文部科学省の推進する「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に積極的に応募するよう、サポートを強化すること。(新規)

…背景説明P. 31

⑤専攻科の拡充（自治体、学校）

工業高校の専攻科を拡充し、第4次産業革命に対応するものづくり人材の育成強化を図るとともに、社会人のリカレント教育などについても活用していくこと。ICT企業、工作機械メーカーなどに協力を求め、設備や教育内容の充実を図ること。(新規) …背景説明P. 32

⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の地元ものづくり産業での再就職支援（自治体、学校）

工業高校、工業高等専門学校を卒業し、いったんものづくり産業、またはその他の産業に就職したものの、短期間のうちに離職したいいわゆる「第二新卒」が、母校を活用し、地元のものづくり産業で就職するための支援システムを構築すること。(補強) …背景説明P. 33

⑦実習助手の待遇改善（自治体）

「実習助手」について、たとえば「実習教員」など、実習の指導、指導計画の作成、成績評価といった職務内容を適正に表す呼称を用いるとともに、教員免許を有する者は、「教育職2級」の給料表を適用すること。(補強) …背景説明P. 33

(4. ワークルール遵守に向けた仕組みづくり)

(5. 特定最低賃金の取り組み強化)

6. 仕事と家庭の両立支援

①事業所内保育施設の支援（自治体）

「企業主導型保育事業助成金」の給付を受けられない事業所内保育施設に対して、地方自治体として独自の支援を行っていくこと。…背景説明P. 38

②余裕教室の活用による保育所設置（自治体）

校庭と給食調理場の要件を満たす小学校・中学校において、保育所、地域型保育事業の設置を進めていくこと。…背景説明P. 38

③学童保育の拡充（自治体）

学童保育未設置校区の学童保育設置を進めていくこと。学童保育の質の改善に向け、運営主体は公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業を基本とすること。…背景説明P. 39

④保育士、学童保育指導員（放課後児童支援員）の賃金・労働諸条件改善（自治体）

保育士、放課後児童支援員の賃金・労働諸条件がその重責に即したものとなるよう、改善を進めていくこと。

⑤病児・病後児・体調不良児の保育の拡充（自治体）

市区町村に対して、保育所や学童保育の利用児童数・待機児童数と比べ、病児・病後児・体調不良児のための保育施設が適正数確保されているかをチェックし、必要な拡充を行うよう、都道府県として働きかけを行っていくこと。

市区町村に対して、病児・病後児・体調不良児保育施設を利用しようとする者が、ネットで空き状況を確認し、申し込みのできるシステムを整備するよう働きかけること。（新規）

…背景説明P. 40

⑥特別養護老人ホームの増設促進（自治体）

特別養護老人ホームをはじめとする施設介護について、待機状況を掌握し、積極的な増設促進を図っていくこと。…背景説明P. 41

7. 外国人技能実習制度、新しい在留資格「特定技能」の適正な運用

①外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の根絶（自治体・監督署・実習機構）

外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の根絶に向け、迅速な情報の掌握と共有化を図り、適切な対処を行うこと。（補強）・・・背景説明P. 44

②外国人技能実習生や特定技能外国人に対する報酬で規定されている「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」の実効的な確保（自治体・監督署・実習機構）

地域で働く外国人技能実習生や特定技能外国人に対する報酬については、単に法定最低賃金（地域別最低賃金、特定最低賃金）を上回っているだけでなく、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上」が確保されているかどうか、とくにチェックを強化すること。受け入れ企業から提出される「技能実習生の報酬に関する説明書」などの形式的なチェックに止まらず、

- 「同程度の技能等を有する日本人労働者」が存在し、日本人に適用されている賃金規程がある場合には、実習生や特定技能外国人の賃金はその賃金規程に基づいているかどうか、チェックすること。（外国人技能実習制度では、「同程度の技能等を有する日本人労働者」が存在する場合には、賃金規程のチェックを求めている）
- 「同程度の技能等を有する日本人労働者」が存在しない場合には、地域の賃金水準に比べて適正かどうか、チェックすること。（補強）

③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実践

2018年12月に政府が策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を担うのはまさに地方自治体であり、都道府県としてその実践に努めるとともに、市区町村に対しても、積極的な取り組みを促していくこと。（新規）・・・背景説明P. 44

＜労働組合としての取り組み項目＞

(1. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり)

2. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

⑨カイゼンインストラクター養成スクールの現場実習受け入れ企業の紹介

全国16カ所に設置されている（2019年度開設予定1を含む）カイゼンインストラクター養成スクールでは、座学ののち、カイゼン指導に関する現場実習を行うことになっているが、現場実習の受け入れ企業を探すことが困難になっている場合があることから、スクールと相談のうえ、労働組合のネットワークを通じて受け入れ企業を募り、スクールに紹介する。

…背景説明P.19

統一取り組み項目

⑩ものづくり教室の開催

地方連合会金属部門連絡会など金属産業の労働組合組織を中心に、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。…背景説明P.28

3. 工業高校教育の強化

統一取り組み項目

⑧工業高校の見学

地元の工業高校を見学し、教職員と情報交換・意見交換を行う。地元の高校の見学が困難な場合には、金属労協の地方ブロックとして、あるいは近隣都道府県の労働組合と合同で、近隣都道府県の高校の見学を行う。

4. ワークルール遵守に向けた仕組みづくり

①地方連合会と都道府県社会保険労務士会との意見交換・情報交換

地方連合会として、都道府県社会保険労務士会との意見交換・情報交換の場を定期的で開催する。都道府県下の社会保険労務士の活動が、社会保険労務士法の目的とする「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」に則ったものとなっているかどうか、具体的な事例に即して情報交換・意見交換を深める。首切りや賃金・労働諸条件引き下げにつながるようなコンサルタントやホームページなどでの不適切な情報発信が行われないよう、必要な対応を求めるとともに、雇用の安定、賃金・労働諸条件の向上、労災の撲滅などに向けた、社会保険労務士会の一層の取り組み強化を求めていく。…背景説明P.34

5. 特定最低賃金の取り組み強化

統一取り組み項目

①特定最低賃金の金額改正・新設に関わる必要性審議・金額審議の取り組み強化と、組織内における特定最低賃金の意義・重要性の共有化

金属労協の策定している「2019年度特定最低賃金の取り組み方針」「特定最低賃金の取り組みに問題が生じた場合の対応」を踏まえつつ、産別の方針に基づき、特定最低賃金の金額改正・新設に関わる必要性審議・金額審議の取り組みを強化する。(新規)

少なくとも地域別最低賃金引き上げ額以上の特定最低賃金の引き上げを確保する。地賃引き上げ額以上に向けた審議が難航する場合には、地賃引き上げ額との差を、引き続き着実に縮小する。

金属労協の策定しているパンフレットなども活用し、特定最低賃金に直接携わる者だけでなく、広く組織内全体で、特定最低賃金の意義、特定最低賃金制度における企業内最低賃金協定の重要性などに関し共有化を図る。(新規)

…背景説明P. 36

②介護職員などを対象とする特定最低賃金の創設

介護職員など、賃金水準の引き上げがとくに社会的な課題となっている産業・職業について、これを対象とする特定最低賃金の創設を図る。組織内に介護職員が在籍しない場合も、関係組織と連携し、金属産業における特定最低賃金の取り組みノウハウを共有化する。

6. 仕事と家庭の両立支援

⑦企業主導型保育事業の活用

「企業主導型保育事業助成金」を活用し、企業単独、グループ企業共同で、もしくは工業団地や地域の事業所が共同して保育所を設置するよう、地元産業界、企業に提案していく。

…背景説明P. 38

⑧看護・介護、私傷病治療などによる退職の防止

労働組合として、労働組合への相談を経ることなく、従業員が看護・介護、私傷病治療などによる退職に追い込まれることのないよう、相談体制の充実を図る。…背景説明P. 42

(7. 外国人技能実習制度、新しい在留資格「特定技能」の適正な運用)

Ⅲ. 背景説明

1. ものづくりを中心とした地域経済発展の基盤づくり

①中小企業振興基本条例の制定・改訂

中小企業振興基本条例は、中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の健全な発展により、地域経済の活性化を図ることを目的として、地方自治体が、中小企業の振興に関する基本方針や施策の大綱を定めるとともに、自治体の責務、中小企業者の努力、住民の理解と協力などに関して記載した条例で、全国の2割超の自治体で制定されています。

地域経済活性化のカギは、やはりものづくり産業にあります。中小企業振興基本条例が、地元ものづくり中小企業の競争力強化に寄与するものとなるよう、労働組合として働きかけを強化していく必要があります。なお、過度な地元産品購入運動により、消費者利益や企業競争力、自治体財政に悪影響を与えることにならないよう、十分に注意する必要があります。

資料1 中小企業振興基本条例制定の地方自治体数（2018年6月時点）

都道府県	総数		都道府県	総数		都道府県	総数	
	都道府県	市区町村		都道府県	市区町村		都道府県	市区町村
全国計	407	363	富山	4	3	島根	16	15
北海道	32	31	石川	8	7	岡山	3	2
青森	6	5	福井	4	3	広島	8	7
岩手	4	3	山梨	11	10	山口	8	7
宮城	7	6	長野	4	3	徳島	5	4
秋田	6	5	岐阜	18	17	香川	8	7
山形	6	5	静岡	13	12	愛媛	5	4
福島	10	9	愛知	13	12	高知	2	2
茨城	1	1	三重	1	1	福岡	10	9
栃木	11	10	滋賀	4	3	佐賀	1	1
群馬	16	15	京都	2	2	長崎	9	8
埼玉	12	11	大阪	15	14	熊本	11	10
千葉	14	13	兵庫	14	13	大分	9	8
東京	24	24	奈良	1	1	宮崎	1	1
神奈川	5	4	和歌山	6	5	鹿児島	5	4
新潟	20	19	鳥取	5	4	沖縄	9	8

資料出所：全国商工団体連合会

②奨学金返還支援制度などの拡充

地方自治体では、地方創生の一環として、国の特別交付税などの資金を活用して基金を設置し、自治体と地元産業界が協力し、地元企業に就業した人の奨学金返還に対する支援制度が設けられています。制度内容などは自治体ごとにより異なっており、金属産業に就職した者は対象とならない場合もあるので、内容と活用状況を確認し、ICT産業を含め、金属産業、ものづくり産業に就職する人による活用が拡大するよう、働きかけていくことが重要です。

なお、26都道府県、32市区町村の事例が日本学生支援機構のホームページに掲載されています。（ホーム＞奨学金＞地方公共団体の返還支援及び奨学生推薦制度＞地方創成の推進＞2. 地方公共団体の返還支援制度）

資料2 奨学金返還支援制度の事例（都道府県分）

都道府県	年間募集人数	最高額(4年制大学の場合)	特記事項
岩手	50	150万円	
秋田	制限なし	60万円	
山形	150	124.8万円	
福島	45	奨学金48カ月分	
栃木	50	150万円	
東京		300万円	介護職員として働く者のみ
新潟		120万円	
富山		奨学金2年間分	
石川		100万円	
福井		100万円	
山梨	35	奨学金卒業前2年間分	
三重	20	100万円	
兵庫		30万円	奨学金返済を支援する中小企業への補助
奈良	5	大学在学中の奨学金相当額	県文化芸術振興奨学金基金出捐企業
和歌山	40	100万円	
鳥取	180	144万円	
島根	30	288万円	
山口		奨学金2年間分	
徳島	200	100万円	
香川	51	貸与月数×15,000円	
愛媛	100	117.6万円	
高知	30	120万円	
長崎	50	150万円	
熊本	4年制大学100	244.8万円	
宮崎	40	100万円	うち企業負担25万円
鹿児島	100	大学在学中の奨学金全額	

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：日本学生支援機構ホームページより金属労協政策企画局で作成。

③「行政事業レビューシート」に相当するシートの作成・充実・活用

地方自治体に対し政策・制度要請を行う前提として、まず現時点で、どのような事業が行われているかを調べ、その内容、規模、成果などをチェックしていく必要があります。そうでなければ、政策・制度要請を行っても、自治体から、「こうした制度があります」「この予算を増やしました」「これを新しくやります」といった回答を得て終わってしまうことになりかねません。逆に、既存の制度の問題点を具体的に指摘できれば、労働組合の政策実現力は著しく高まります。

とくに既存の施策が、建前では、住民、勤労者、子ども、高齢者、中小企業、ものづくり産業、農家、芸術家、スポーツ選手などの支援のための制度、ということになっていても、実際には、周辺の関係者の利益になっているだけ、という場合があるので、十分な注意が必要です。一般的に、自治体が実施する新しい施策、重点的に予算配分する施策については、ホームページなどで具体的な内容が紹介されますが、以前から継続して行われている施策は、事業の名称程度しか紹介されていない場合があります。これに対して国では、各府省が実施している約5,000の事業すべてについて、目的や事業概要、予算額・執行額、内訳、成果目標・成果実績、単位あたりコスト、政策評価、点検・改善結果、支出先などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。多くの自治体でも、「シート」「調書」「評価書」など名称はさまざまですが、「行政事業レビューシート」に相当するシートを作成し、公表しています。どの程度の事業を網羅しているか、記載内容の充実度合いなどは自治体によりかなり異なっているため、一部の事業についてのみ公表されている場合や、1事業1ページ以上の「シート」の形式になっておらず、複数の事業をまとめて一覧表の形になっている場合には、①全事業に関して、②1事業1ページ以上の詳細なもの、が作成・公表されるよう要請してい

くとともに、それを積極的に活用し、ライバル自治体、近隣自治体などとの比較を行っていくことが重要です。

国の行政事業レビューシートは、「〇〇省 平成〇年度行政事業レビュー」で検索すると、たどり着くことができます。なお国のシートは、前年も行っていた事業、当年度に始まった事業、翌年度に予定している事業で分類されており、概算要求前と概算要求後の2回、公表されます。

都道府県では、鳥取県の「各事業ごとの要求内容」が充実しており、かつ2,700項目に及ぶ事業について、作成されています。なおホームページでは、「鳥取県 平成〇年度 一般事業段階要求状況」で検索し、たどりついたページから、「各事業ごとの要求内容」に入っていきます。

資料3 充実したシートの例…鳥取県の「各事業ごとの要求内容」

現在の位置: 予算編成過程の公開 → 平成31年度予算 → 教育委員会 → 教育実習設備整備費(高等学校)

平成31年度予算

当初予算 一般事業(公共事業以外) 一般事業要求 支出科目 款:教育費 項:高等学校費 目:施設設備整備費

事業名: **教育実習設備整備費(高等学校)**

○もどる (この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)
教育委員会 教育環境課 教育情報化・学校設備担当
電話番号: 0857-26-7507 E-mail: kyousei@kyoukai.pref.tottori.lg.jp

	事業費(A)	人件費(B)	トータルコスト(A+B)	正職員	非常勤職員	臨時任用職員
31年度当初予算要求額	193,562千円	1,588千円	195,150千円	0.2人	0.0人	0.0人
30年度当初予算額	45,391千円	1,589千円	46,980千円	0.2人	0.0人	0.0人

事業費

要求額: 193,562千円 (前年度予算額 45,391千円) 財源: 単県

事業内容

1 事業概要

県立高等学校において、実践的な技術・技能を持った生徒を育成するための産業教育・実習等のために必要な設備や普通教科の授業等に必要の実習設備及び管理的実習設備の整備を行う。

2 整備の考え方

○産業教育・実習に必要な設備については、卒業後の就職先等で実際に使用されているものを整備する。

- 教育内容の見直しなどで必要となるものを整備する。
- 老朽化や故障等により、修繕では対応できない設備は更新する。
- 生徒数や授業数等も考慮し、必要数の設備を整備する。

3 要求内容

学校名	設備等名称	整備数	要求額(千円)
鳥取東高校	壁面収納(調理室)	1	536
鳥取商業高校	教師用実験台(化学室)	1	4,899
	生徒用実験台(化学室)	6	
	教師用実験台(生物室)	1	949
鳥取工業高校	汎用旋盤	3	13,563
	電子セオドライト	5	2,954
	汎用中型旋盤	1	7,483
	ドラフター(右利き用)	20	4,972
鳥取緑風高校	トラクター	1	3,336
	グラブ	1	9,180
智頭農林高校	ワゴン自動車	2	7,304
	管理機	1	278
	播種機	1	943
倉吉東高校	生徒用実験台(固定式・地学室)	6	5,569
	生徒用実験台(移動式・地学室)	6	
	教師用実験台(地学室)	1	
倉吉西高校	生徒用実験台	1	8,240
	教師用実験台	10	
	調理台(教師用)	1	9,774
	調理台(生徒用)	8	
	ドラフト洗米機	1	421
	金属検出器	1	1,275
倉吉農業高校	運搬機	1	940
	トラクター	1	6,848
	計量器	1	1,458
	オートレベル	1	256
	トータルステーション	1	2,578
	UAV(ドローン)	1	533
倉吉総合産業高校	立形フライス盤(MS-V)	1	9,495
	高電圧実習装置	1	18,206
	生ごみ処理機	1	3,743
米子南高校	製氷機	1	454
米子工業高校	セオドライト	5	2,900
	小型旋盤	5	25,740
境港総合技術高校	汎用小型旋盤	5	23,164
	レーザー加工機	1	5,447
	小計		183,438
鳥取湖陵高校	温室環境制御システム(賃借料)		10,124
	合計		193,562

4 予算措置状況

鳥取湖陵高校「温室環境制御システム(賃借料)」については債務負担行為設定済(平成27~33年度)

5 事業実績(H28、29年度)及び実施予定(H30)

○平成28年度

学校名	設備名称	整備数	実績額(千円)
鳥取工業高校	万能試験機制御装置	1	5,940
鳥取湖陵高校	高圧蒸気減菌器		778
	冷凍冷蔵庫	1	206
	冷凍庫	1	271
倉吉農業高校	真空包装機	1	1,312
	トラクター(90馬力)	1	8,363
	コンバイン	1	6,475
	ホットワゴン	1	345
米子南高校	食器洗浄機	1	2,020
	包丁まな板殺菌庫	1	376
米子工業高校	高速精密旋盤	1	8,100
境港総合技術高校	公用車(軽トラック)	1	815
	ヘッドライトテスター	1	1,448
	合計		36,449

○平成29年度

学校名	設備等名称	整備数	実績額(千円)
鳥取工業高校	CNC三次元測定機	1	8,079
	マニュアルワゴン	1	1,998
倉吉農業高校	ブロードキャスター	1	604
	トラクター	1	774
	トータルステーション	1	2,009
倉吉総合産業高校	シャーリングマシン	1	6,999
米子工業高校	高速精密旋盤	1	7,992
境港総合技術高校	ドラフターセット	39	6,481
	合計		34,936

○平成30年度

学校名	設備等名称	整備数	実績額(千円)
鳥取工業高校	ドラフター(左利き用)	4	964
	汎用旋盤	4	14,472
鳥取湖陵高校	運搬車(※)	1	556
智頭農林高校	レーザー加工機(※)	1	5,642
	スキッドステアローダー	1	4,342
倉吉農業高校	エレベーターワゴン	1	1,511
	豚用体重計	1	562
	スモークハウス	1	4,461
米子工業高校	セオドライト	1	2,078
境港総合技術高校	水中スピーカーセット	1	411
	合計		34,999

(※)は執行中のため、予算額を記載している。

これまでの取組と成果

これまでの取組状況

・専門的かつ実践的な技能や技術を育成するための実践・実習設備の新規整備や更新を行っている。

これまでの取組に対する評価

- ・機器の新規設備や更新により、学校における実習が円滑に進められている。
- ・実習により機器の使用法や加工技術等を身につけることで、生徒の進路選択を広げるとともに、県内外の企業等で即戦力となっている。

要求額の財源内訳 (単位:千円)

区分	事業費	財源内訳							
		国庫支出金	使用料・手数料	寄附金	分担金・負担金	総債	財産収入	その他	一般財源
前年度予算	45,391	0	0	0	0	0	0	0	45,391
要求額	193,562	0	0	0	0	0	0	0	193,562

④行革甲子園への参加・活用の推奨

愛媛県では、全国の市区町村を対象に、取り組んできた行政改革のアイデアやノウハウを発表し合い、表彰し、共有することによって、他の地方自治体が自らの取り組みに活用し、行政改革の推進を図ることを目的として、隔年で「行革甲子園」を開催しています。2018年には、47都道府県の117市区町村から141事例の応募があり、

- ・他の自治体との連携による効率化・効果拡大事例
- ・公共施設等の有効活用・効果的なマネジメント事例
- ・民間企業や大学等の知恵・ノウハウ・資金・パワーの有効活用事例
- ・ICTの活用による効率化・新事業導入事例
- ・業務の標準化・見える化等による改善事例
- ・歳入増加や経費削減、組織の見直し事例
- ・住民との協働や住民のネットワーク等の活用事例
- ・新たな手法の導入等による地域活性化事例

などが紹介されました。

市区町村が積極的に「行革甲子園」に参加するとともに、参加していない市区町村も、紹介された取り組み事例を活用していくよう、都道府県から推奨していくことが重要です。また都道府県としても、都道府県版「行革甲子園」の開催を検討してはどうでしょうか。行革甲子園のホームページは、「行革甲子園」で検索し、たどり着くことができます。

資料4 行革甲子園2018における応募状況

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	5	新潟	2	奈良	8	大分	2
青森	4	山梨	2	和歌山	2	宮崎	3
岩手	2	長野	4	岡山	3	鹿児島	4
茨城	6	岐阜	2	広島	2	沖縄	4
群馬	2	静岡	2	徳島	2		
埼玉	2	愛知	3	愛媛	29	47都道府県計	141 (前回 2016年 は104)
千葉	2	滋賀	4	佐賀	2		
東京	3	京都	3	長崎	4		
神奈川	3	大阪	7	熊本	4		

(注)1. 記載のない県はすべて1件ずつ。2つの都道府県の市区町村が共同で取り組んでいるものがあり、計とは一致しない。

2. 資料出所：愛媛県

⑤公契約における下請ガイドライン、自主行動計画などを遵守した適正取引

公契約、とりわけ情報サービスやソフトウェアを発注する取引においては、予算執行時期の関係などから、短納期発注が行われやすい状況があります。経済産業省では、親事業者と下請事業者の取引の公正と、これを通じた下請事業者の正当な利益を確保するため、「情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」をはじめ、18業種について下請ガイドラインを策定しており、業界でも、「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」など、11業種30団体が自主行動計画を発表しています。また、経団連、日本商工会議所、経済同友会、全国中小企業団体中央会および61の業界団体、47の地方別経済団体は共同で、「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」をとりまとめています。地方自治体が発注する公契約においても、下請ガイドラインや自主行動計画、共同宣言を遵守した適正取引が行われるよう、体制整備と意識改革を進めていく必要

があります。

資料5 適正取引のためのガイドライン、自主行動計画

中小企業庁の策定した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」

(1) 素形材、(2) 自動車、(3) 産業機械・航空機等、(4) 繊維、(5) 情報通信機器、(6) 情報サービス・ソフトウェア、(7) 広告、(8) 建設業、(9) 建材・住宅設備産業、(10) トラック運送業、(11) 放送コンテンツ、(12) 金属、(13) 化学、(14) 紙・加工品、(15) 印刷、(16) アニメーション制作業、(17) 食品製造業・小売業(豆腐・油揚げ製造業)、(18) 食品製造業・小売業(牛乳・乳製品製造業)

業界団体の策定した自主行動計画

自動車：一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会

素形材：一般財団法人素形材センター等 計9団体

建設機械、産業機械、工作機械：一般社団法人日本建設機械工業会、一般社団法人日本産業機械工業会、一般社団法人日本工作機械工業会

繊維：日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会

電機・情報通信機器：一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、一般社団法人日本電機工業会

情報サービス・ソフトウェア：一般社団法人情報サービス産業協会

流通業（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業）：

一般社団法人日本スーパーマーケット協会、一般社団法人新日本スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、一般社団法人日本ボランティアチェーン協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

トラック運送業：公益社団法人全日本トラック協会

建設業：一般社団法人日本建設業連合会

警備業：一般社団法人全国警備業協会

放送コンテンツ業：放送コンテンツ適正取引推進協議会

資料出所：中小企業庁ホームページ

⑥公契約における労働条件審査の導入

全国社会保険労務士会連合会では、一般競争入札などにより地方自治体が行う公共事業・業務の実施に関する委託を受けた企業について、社会保険労務士が労働基準法などの労働社会保険諸法令に基づく規程類・帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その規程類・帳簿書類の内容のとおり労働条件が確保され、労働者がいきいきと働くことができる職場になっているかを確認する「労働条件審査」を提案しています。東京都では、板橋区が2008年に導入したのを皮切りに、千代田区、新宿区、北区、練馬区、江戸川区でも採用されています。

なお仕組みの詳細は、全国社会保険労務士会連合会のホームページに掲載されています。(ホーム>連合会・社労士会について>連合会の取り組み>公契約における労働条件審査)

資料6 指定管理者制度における労働条件審査（千葉県流山市の事例）

指定管理者のもとで働く従業員等の労働条件が、市民サービスの向上に向けて安定的・継続的に業務に従事でき、公の施設の管理運営業務に責任を担える状況にあるか確認するものです。審査において指摘のあった事項については、市が適正な労働環境を整備するよう指定管理者に対して指導するとともに、改善の状況を確認します。労働条件審査は、流山市指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドラインに基づき実施します。また、審査にあたっては千葉県社会保険労務士会との協定及び契約により、社会保険労務士が行います。

審査方法

- ・事前審査
- ・現地審査

・法令順守確認ヒアリング

審査の主な内容

- (1) 労働基準法等に関する事項
 - ア 就業規則、賃金規程、退職金規程、育児・介護休業規程（その他就業規則において別に定める旨が規定されている規程等を含む。）
 - イ 出勤簿（タイムカード）
 - ウ 労働者名簿
 - エ 賃金台帳
 - オ 労働基準法他諸法令に基づく協定書控（時間外労働・休日労働に関する協定届、賃金控除協定等）
- (2) 労働保険・保険徴収に関する事項
 - 労働保険徴収法に基づく申請・届出書等控
- (3) 労働者災害補償保険・雇用保険法に関する事項
 - ア 雇用保険法に基づく申請・届出書等控
 - イ 労働者災害補償保険法に基づく申請・届出書等控
- (4) 健康保険・厚生年金保険に関する事項
 - ア 健康保険法に基づく申請・届出書等控
 - イ 厚生年金保険法に基づく申請・届出書等控
- (5) 安全衛生に関する事項
 - 労働安全衛生法に基づく申請・届出書等控（定期健康診断報告、衛生管理者・産業医選任報告書）、衛生委員会の議事記録等

資料出所：千葉県流山市

2. 地域におけるものづくり産業の具体的強化策

①カイゼンインストラクター養成スクールの開設

⑨カイゼンインストラクター養成スクールの現場実習受け入れ企業の紹介

円高是正と新興国における人件費の急上昇、そして生産性の格差により、すでに日本の単位労働コストは新興国を下回る状況となっています。国内生産拠点における圧倒的な「現場力」によるものと言えますが、中小企業、とりわけ3次下請以降の企業では、カイゼン、ムダとり、3S（4S、5Sとも）といったカイゼン活動が徹底されておらず、生産性向上、付加価値拡大の余地が大きい状況にあります。中小企業庁の委託による「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」によれば、製造業の下請事業者のうち、生産効率改善を行っていない事業者は17.1%に止まっていますが、生産効率改善の中身を見ると、作業員の作業動線の見直しを行っているのが23.9%、仕掛品在庫削減を行っているのが23.0%、ラインや部品配置の見直しを行っているのが19.2%に止まっており、カイゼン活動に取り組んでいるところは実際には2割程度と見ることができます。

また、生産効率改善を行っているという回答した企業の中で、外部専門家による「指導は受けていない」という回答は78.6%に達しています。

しかしながら、コンサルタントを活用しようと思えば、当然費用がかかり、中小企業では、コンサルタント費用を捻出できない場合も多いものと思われます。

経済産業省では、ものづくり企業のOBなどをカイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成し、中小企業に派遣するための「カイゼンインストラクター養成スクール」の支援などを行う、「中小企業・小規模事業者人材対策事業」を展開していますが、2019年度政府予算案は13.7億円と2018年度の18.5億円から大きく減少しています。地域ものづくりスクール連絡会が掌握しているカイゼンインストラクター養成スクールは、2018年度までに開校したところが15カ所、2019年度開校予定が1カ所（富山）に止まっていますが、各地の中小企業の生産性の向上、付加価値の拡大に大きな成果をあげていることから、全都道府県での展開に向け、予算の維持・大幅拡大が不可欠となっています。

これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、ものづくり企業の従業員、OBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の取り組みによって、地元ものづくり企業全体の「カイゼン力」を高めることは、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつながります。

「カイゼンインストラクター養成スクール」の実施組織は、ほとんどが都道府県の産業支援機構、中小企業振興公社といった組織であるため、こうした組織に積極的に働きかけていくことが重要です。

なお、スクールに関する詳細な情報は、「ものづくり改善ネットワーク」の「地域ものづくりスクール連絡会」のホームページで見ることができます。

資料7 下請事業者における生産効率改善の取り組み（製造業）

①取り組み

(%)

資本金	整理整頓 清掃	機械による 自動化	作業ルー ルの策 定・改訂	歩留まり 改善	作業員の 作業動線 の見直し	仕掛品在 庫削減	ラインや 部品配置 の見直し	日次・週 次での課 題の収集	行ってい ない	その他
計	52.0	37.7	34.8	29.9	23.9	23.0	19.2	16.9	17.1	2.3
1億円超～3億円以下	77.1	54.3	65.7	65.7	45.7	45.7	54.3	20.0	5.7	2.9
5千万円超～1億円以下	69.5	52.1	58.7	49.8	32.4	32.9	31.5	28.6	5.6	0.5
1千万円超～5千万円以下	60.1	46.0	41.7	36.9	23.0	27.2	22.5	22.2	10.1	1.6
1千万円以下	46.1	32.2	28.5	23.9	22.8	19.6	15.8	13.2	21.6	2.8

②外部専門家による指導

(%)

資本金	大手企業 のOB	中小企業 のOB	技術士	商工会議 所・商工 会の指導 員	その他公 的支援機 関の指導 員	指導は受 けていな い	その他
計	7.5	1.9	2.0	2.5	4.8	78.6	6.7
1億円超～3億円以下	15.6	6.3	0.0	0.0	6.3	65.6	21.9
5千万円超～1億円以下	13.7	1.0	3.0	0.5	5.1	69.0	11.2
1千万円超～5千万円以下	9.4	2.0	2.2	2.8	6.4	74.8	8.3
1千万円以下	5.5	1.9	1.8	2.8	4.0	82.2	4.9

資料出所：日本リサーチセンター「平成28年度発注方式等取引条件改善調査事業報告書」（中小企業庁委託調査）

資料8 各地のカイゼンインストラクター養成スクール

開催場所	名 称	実施組織
山形県米沢市	山形大学シニアインストラクター養成スクール	山形大学国際事業化研究センター
茨城県水戸市	いばらき生産性向上人材育成スクール	茨城県中小企業振興公社
群馬県前橋市他	群馬ものづくり改善インストラクタースクール	群馬県産業支援機構
東京都	東京都生産性革新スクール	東京都中小企業振興公社
東京都杉並区	JPCAものづくりアカデミー	日本電子回路工業会
新潟県長岡市	長岡ものづくり現場改善インストラクター養成スクール	NPO法人長岡産業活性化協会NAZE
富山県富山市	2019年開校予定	
福井県福井市	福井ものづくり改善インストラクタースクール	ふくい産業支援センター
長野県諏訪市	信州ものづくり革新スクール	NPO法人諏訪圏ものづくり推進機構
静岡県静岡市	静岡ものづくり革新インストラクタースクール	静岡県産業振興財団
愛知県幸田町	ものづくり改善インストラクター養成スクール	幸田ものづくり研究センター
三重県四日市市	三重ものづくり改善インストラクター養成スクール	三重県産業支援センター
滋賀県草津市	滋賀ものづくり経営改善インストラクター養成スクール	滋賀県産業支援プラザ
和歌山県 和歌山市	和歌山ものづくり経営改善スクール	わかやま産業振興財団
広島県広島市・ 福山市	イノベーションインストラクター育成塾	ひろしま産業振興機構
宮崎県延岡市	改善インストラクタースクール延岡	宮崎県工業会

(注)1. 開催場所は直近に開催された会場。

2. 資料出所：各組織ホームページより金属労協政策企画局で作成。

資料9 カイゼンインストラクター養成スクールの募集要項（群馬）

生産性向上は人材育成から!!

群馬ものづくり改善 インストラクタースクール

—受講生募集のご案内—

開催期間
平成30年
10月4日(木)~12月7日(金)

開催場所
講義：公社総合ビル他
現場実習：県内中小企業の製造現場

募集対象
①県内に事業所を有する中小製造業の経営者、後継者
現場リーダー等の方
②県内在住の大手、中堅製造業で工場などの現場
経験豊富なOBの方
※スクール修了後、インストラクターとして県内企業への派遣支援活動が可能であること。

募集定員
12名

募集締切
8月31日(金) 締切

受講料
①現役社員：25万円/名
(消費税込)
②企業OB：10万円/名
(消費税込)



スクールの目的

設計から製造、物流まで、ものづくりの流れ全体を見て生産現場の改善に取り組むことが出来る人材を育成します。



当スクールの魅力

- 受講生と多彩な経歴をもつ講師陣のネットワークができる
- 3ヶ月のカリキュラムにより短期集中で学べる
- 実際の製造現場で実践的に改善実習を行える

カリキュラムの特徴

東京大学ものづくり経営研究センターと共同開発したカリキュラムを基に、豊富な演習・現場実習などを組み合わせた現場密着・実践型プログラムで、生産性向上・現場改善に必要な知識を体系的に身につけることができます。

講義・現場実習について

① 講義
ものづくりの基礎概念やQCDFといった概論とIE・VA/VE・QC7つ道具といった改善手法について演習を交えながら実践的に学びます。

② 現場実習
4人のチームに分かれ、講義で学んだ知識を活かして、実際に製造現場で改善提案を行います。

講義・演習



実習



講師・教材について

講師は、群馬ものづくり改善インストラクタースクールの修了生(大手製造業OB)が主な講義を担当します。また、東京大学ものづくりインストラクターや外部講師による講義もございます。教材には、東京大学ものづくりインストラクター養成スクールのテキストをベースとする群馬オリジナルテキストを使用します。

カリキュラム一覧

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
講義	10月4日 木	開講式	ものづくりの基礎概念			競争力と企業パフォーマンス		品質管理		
	10月5日 金		コストと生産性			納期・工程・在庫管理		スキンのバリエーション		
	10月11日 木		E			E				
	10月12日 金		E			標準作業と標準時間設定				
	10月18日 木		原価低減の作業改善			からくり講座	VA/VEの進め方	不良削減とボカシ事例		
	10月19日 金		QC7つ道具の使い分け			QC7つ道具の使い分け				
	10月25日 木		多品種少量生産の生産計画・統制			目で見る管理・5S・6T		設備投資と保全・稼働率管理		
	10月26日 金		問題解決・リーダーシップとマネジメント			問題解決・リーダーシップとマネジメント				
	11月1日 木		現場改善の進め方・モチベーションの高め方			現場改善の進め方・モチベーションの高め方				
	11月2日 金		インストラクターの基本			インストラクターの基本				
	11月8日 木		まとめ・テスト			現場実習の進め方		現場実習の事前打ち合わせ、要請提出		
	11月9日 金		実習現場へアング			チームディスカッションテーマ、目標値設定				
実習	11月15日 木					改善提案実習(現場調査・分析)				
	11月16日 金					チームディスカッション(後案内容検討)				
	11月21日 木					改善提案実習(現場調査・分析)				
	11月22日 金					チームディスカッション(後案内容検討)				
	11月29日 木					改善提案実習(現場調査・分析)				
	11月30日 金					チームディスカッション/発表資料作成				
	12月6日 木					現場提案発表(チーム活動)/発表資料作成				
	12月7日 金					成果発表(チーム活動一環入定石)				修了式

修了生による改善実績

- プレス加工業A社
作業分析による外段取り化、作業簡易化などにより段取り時間を36%短縮、実際稼働時間が20分アップしました。
- アルミ部品製造業B社
段替えを簡易化し、変形不良の発生原因を追究した結果、作業時間が73%減、不良全体が80%削減されました。

お申込み流れ

```

    graph LR
      A[企業現役] --> B[お申込み]
      C[企業OB] --> B
      B --> D[面接・受講決定]
      D --> E[ガイダンス]
      E --> F[スクール受講]
      F --> G[自社の改善活動]
      F --> H[県内企業への派遣支援活動]
  
```

お申込みにあたって

- 演習ではデシマルストップウォッチを各自ご用意ください。
- 現場実習時に、安全靴や作業着上下、帽子等のご用意が必要になる場合があります。
- 出席率が全体の概ね9割に満たない場合、修了証の交付は行いません。



お申込み方法

下記の書類に必要事項をご記入の上、工業支援課宛てに郵送または持参してください (FAX不可)

必要書類

- ① 申込書 ※当機構HPよりダウンロードしてください。
<http://www.g-inf.or.jp/>
- ② 職務経歴書 ※市販の用紙などを使用し受講生本人の職務の経歴をご記入ください
- ③ 会社案内 (パンフレット等 ※現役受講生のみ)

◇ 機構HPのご案内 群馬改善人材 検索

お申込・お問い合わせ先

(公財) 群馬県産業支援機構 工業支援課 渡邊
〒379-2147 前橋市亀里町884-1 TEL: 027-265-5015

資料出所：(公財) 群馬県産業支援機構

資料10 カイゼンインストラクター派遣事業の実例（群馬）

派遣スタートまでの流れ

- ご相談**
まずは事務局までお気軽にご相談ください。担当者で現場のお悩みをお伺いし、「ぐんま改善チャレンジ」についての疑問にもお答えいたします。
- お申込み**
お申込みが決まったら、所定のお申込用紙にて事務局までお申し込みください。ご相談とお申込みの内容に基づいてインストラクターを選定いたします。
- ヒアリング(無料)**
インストラクターが企業様を訪問し、課題やご要望をお伺いの上、計画書を作成いたします。
- 計画書ご提出、負担金納入**
計画書をご提出後、押印のうえ、計画書を事務局までご提出ください。ご提出後、事務局より請求書をお送りいたしますので、指定の口座へ負担金をお振込みください。
- 派遣スタート**
計画書に基づき、インストラクターの派遣を開始します。

よくいただく質問

インストラクターとして派遣されるのはどんな人ですか？
群馬県では平成22年度より、東京大学のつくり経営研究センターと連携して「群馬ものづくり改善インストラクタースクール」を開講し、修了生を「群馬ものづくり改善インストラクター」として認定しています。「ぐんま改善チャレンジ」では、この認定者であり、かつ大半製造業のOBであるインストラクターを企業様へ派遣しています。

インストラクターはどのようにして選定されるのですか？
お申込みにあたり企業様からお伺いした課題やご要望に基づいて、事務局がインストラクターを選定いたします。入選されたインストラクターは候補として企業様へ伺い、改めて課題などのヒアリングを行った上で「改善支援計画書」を作成いたします。この改善支援計画書への企業様のご同意をもつてインストラクターを選定します。

対象とならない業種などはありますか？また、制度を繰り返し利用することはできますか？
「ぐんま改善チャレンジ」は中小製造業者向けの改善支援事業です。ものづくり以外の管理技術(※1)、固有技術(※2)、サービス業には対応していません。また、年度や活動テーマが変わっても、同一の企業が制度を複数回利用することはできません。

群馬県産業支援機構では「ぐんま改善チャレンジ」以外にも各種支援事業を実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。
※1-海外進出、購買先や経路の開拓等
※2-新技術開発、新製品開発等

お問合せ 公益財団法人群馬県産業支援機構 〒379-2147 前橋市亀島町884-1 群馬産業技術センター内 工業支援課 (担当:渡邊) TEL: 027-265-5015
お申込書ダウンロード <http://www.g-inf.or.jp/> (群馬県産業支援機構ホームページ)

GUNMA KAIZEN CHALLENGE GUIDEBOOK

利益を生む体質にしたい！
従業員の意識が向上しない…
現場改善の効果がでない…
生産性を向上させたい！
現場管理の人材を育成したい！

中小製造業者の皆様へ
ものづくり現場の「お悩み」おまかせください

現場改善 + 人材育成 = 利益を生む現場

ぐんま改善チャレンジのご案内

公益財団法人群馬県産業支援機構
平成30年度版

Let's Challenge! **現場改善に今すぐチャレンジ!**

「ぐんま改善チャレンジ」は、現場改善を通して人材を育成し、改善を継続させるための支援事業です。やらされ感ではない、改善の成功体験をぜひ実感してください。

「現場改善にどこから取り組んでいいかわからない」「改善活動が定着しない、お悩みが頻い」にもしお悩みを抱える企業様に、「群馬ものづくり改善インストラクター」を派遣。改善のPDCAサイクルを回して、「自ら改善できる人材」を育成します!

「ぐんま改善チャレンジ」活動モデル

対象職場、改善テーマの選定
事務局が現場のお悩みをお伺いながら、改善が効果的な職場と改善チームの選定をお手伝いし、スタートからヒアリングまでしっかりサポートいたします。

●自社内で

- 改善チームとリーダーの選定**
活動の実行チームとリーダーを決め、チームが実際にトップのバックアップを受けられる体制を整えます。
- 目標の設定と展開方法の決定**
自社のあるべき姿と改善の狙いを全社で共有します。また、改善対象職場から全社への展開スケジュールを決めます。
- 社内のモチベーション向上**
改善活動を社員に説明し、改善チームとリーダーを紹介します。

●インストラクターと一緒に

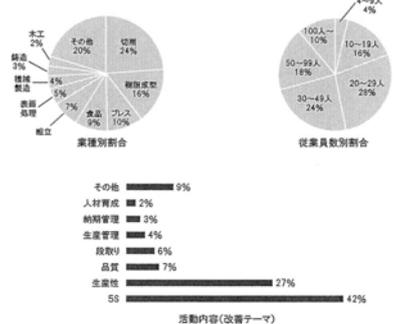
- ヒアリング**
トップとチームリーダー両方で、インストラクターによるヒアリングを実施。改善目標と目標計画を決定します。
- 改善支援**
目標達成に向け、インストラクターの支援のもと改善活動に取り組めます。
- 活動総括**
活動最終日には、チームリーダーが全社に向けて活動のプロセスと成果を報告。自社のあるべき姿を全員で再確認して、更なる改善に続くキックオフとなります。

事業概要

対象	群馬県内中小製造業向けに群馬ものづくり改善インストラクターを派遣し、現場改善活動を支援します。
派遣人数	インストラクター1名
派遣回数上限	5回
費用	1回20,000円。総費用のうち1/4を群馬県産業支援機構が負担いたします。 例) 20,000円×5回=100,000円の場合、3/4の75,000円が企業様のご負担分です。
募集期間	随時募集します。但し、申し込み多数の場合、募集を終了することがあります。

「ぐんま改善チャレンジ」実施企業データ 平成22年度～平成29年度(計105社)

特定の業種への偏りはなく、様々な業種の企業様にご利用いただいているほか、従業員数49人以下の企業様が7割を占めており、改善活動の裾野が広がっています。また、「ムダ・ムリ・ムラ」発見のベースとして、多くの企業様が「5S」に取り組んでいます。



改善事例

A社(樹脂成形) テーマ:不良削減
全体不良が50%減。年間の金額換算で約750万円の利益増。

B社(加工・組立) テーマ:サイクルタイム短縮
対象職場で25%以上、工場全体でも10%を超える短縮。

C社(精密検査) テーマ:5Sの定着
5S評価が55%向上。工場を視察した新規大手顧客からの受注を獲得。

D社(切削) テーマ:生産性向上
対象2工程で段取り時間が60%短縮、生産性が130%の向上。

企業様の声

■一方通行の「指導」だけでなく、なかなか自主的に改善出来るようにはならないが、メンバーがやる気を出して取り組めるよう支援していただき、職場を自分たちで良くできる、という自信が付き、社内の雰囲気が変わった。

■現場の若い社員の意見に耳を傾け、自主性を尊重する指導をいただいた。おかげで個人の課題解決能力を高めるとともに、現場の意見が職場を変える実感を持てた。

■顧客も決めつけ色々な角度から考えてみることで、まずはやってみることに重要性が気が付いた。新しいことに挑戦しようという意気込みが出てきた。

資料出所：(公財)群馬県産業支援機構

②ものづくりマイスターの活用拡大

「ものづくりマイスター」の活動実績を見ると、2017年度で受講者延べ人数が209,906人、うち工業高校や中小企業に対する実技指導が130,957人に拡大してきました。しかしながら、2018年度については、活動実績が全体で2割近く減少し、経費も3.1億円の減少の見込みとなっており、このため実技指導についても減少しているものと思われます。「ものづくりマイスター」による工業高校や中小企業などにおける実技指導は、利用した工業高校や中小企業の満足度が99.7%に達していることから、一層の拡大を図っていくことが重要です。

資料11 ものづくりマイスターの活動実績

項 目	(人・億円)			
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度見込み
活動数(受講者のべ人数)	174,524	197,809	209,906	171,000
経費(億円)	8.0	9.5	11.8	8.7
うち実技指導(受講者のべ人数)	110,809	119,321	130,957	

資料出所：厚生労働省、中央技能振興センター資料より金属労協政策企画局で作成。

③ものづくりマイスターの活用などに際しての労働組合などの参画

資料12 若年技能者人材育成支援等事業における連携会議への労働組合、工業高校の参加状況(2019年度)

組 織	参加状況	都 道 府 県
労働組合	参 加	秋田県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、徳島県、愛媛県、佐賀県、熊本県
	未参加	岩手県、宮城県、福島県、石川県、三重県、島根県、山口県、香川県、高知県、福岡県、大分県、鹿児島県、沖縄県
工業高校	参 加	青森県、秋田県、石川県、滋賀県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
	未参加	岩手県、宮城県、福島県、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、沖縄県

(注)1. 金属労協政策企画局で把握したものであり、各都道府県で確認する必要がある。

2. 資料出所：各都道府県職業能力開発協会資料より金属労協政策企画局で作成。

④事業引継ぎ支援センターの強化

事業引継ぎ支援センターは、全国47都道府県に設置されており、事業引継ぎに際して、寄せられる譲受ニーズの中からマッチングを行い、引継ぎ候補先を紹介しています。また、すでに譲渡先を見つけているケースを含め、譲渡までの一連の手続きや契約書の作成などをサポートし、事業引継ぎ支援センターと専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）が連携してトラブルのない成約をバックアップしています。（実際のM&Aサポート業務…株価算定、条件交渉、契約書の作成などを依頼する場合には、各専門家規定の手数料が必要）

中小企業では、費用面で、民間のM&A支援会社の利用が困難な場合がありますが、事業引継ぎ支援センターでは、サポートをした企業（譲渡側）の98%が従業員100名以下、64%が10名以下となっています。承継の形態は67%が第三者承継、21%が従業員承継です。

事業引継ぎ支援センターは本来、中小企業の経営者の世代交代に対応し、とりわけ経営者の親族に後継者がいない場合に、親族以外への承継をバックアップする仕組みですが、高度成長期以来の人手不足の中で、人材を採用し、人材を引き留めるために必要な賃金・労働諸条件の確保が不可能な状況にある企業に関しても、事業引継ぎを希望する経営者に対し、サポートを行っていく必要があります。

資料13 事業引継ぎ支援センターの概要

事業引継ぎのことなら何でも無料で相談に対応

事業引継ぎにまつわる、あらゆる相談をお受けしています。民間機関を活用してM&Aを実行する際のセカンドオピニオンとしても活用いただけます

譲る相手は見つかったが進め方がわからない。…アドバイス&サポート

ご自身で譲渡先を見つけているケースでは、譲渡までの一連の手続きや契約書の作成等をサポート。事業引継ぎ支援センターと専門家（弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）が連携してトラブルのない成約をバックアップします。

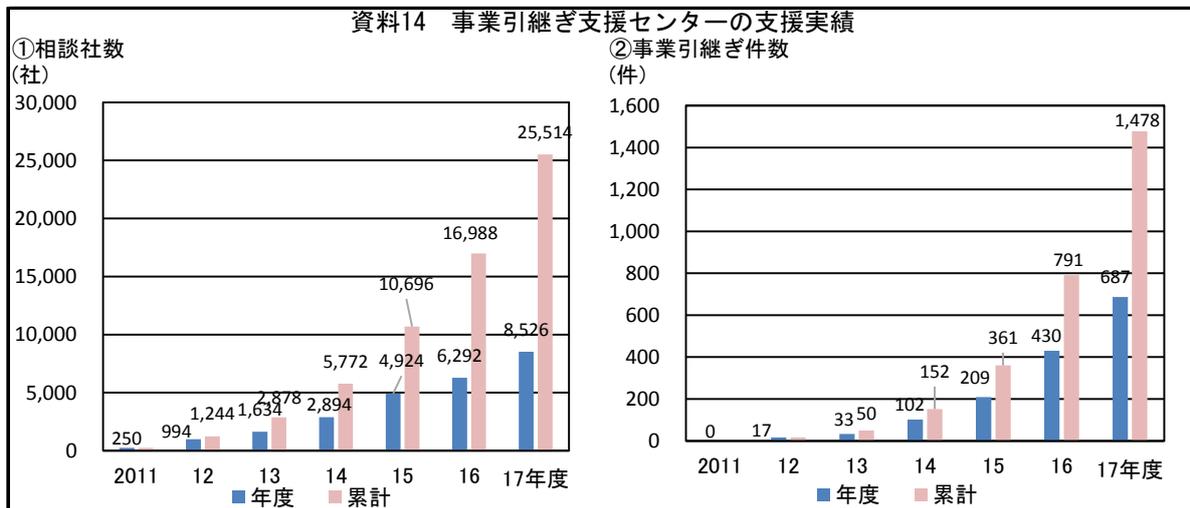
※各専門家に実際の実務を依頼される場合（契約書作成、株価計算、税務上のアドバイスなど）には一定の費用が掛ります。

譲受先企業を全国から探す。…譲受候補企業のご紹介

「事業引継ぎ支援センター」に寄せられる譲受ニーズの中から、マッチングを行い引継ぎ候補先をご紹介します。民間のM&A支援会社では取組みにくいケースでも、弁護士、税理士等の専門家と連携して成約に向けた継続支援を行ないます。また、全国47都道府県の支援センターとの情報共有も図っており、遠隔地間のマッチングにも対応可能です。

※実際のM&Aサポート業務（株価算定、条件交渉、契約書の作成等）をご依頼になる場合には各専門家規定の手数料が必要になります。

資料出所：中小企業基盤整備機構



資料出所：中小企業基盤整備機構

⑤中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援

技能五輪の国内大会である技能五輪全国大会の参加者数を都道府県ごとに見ると、200人近い愛知県から、参加者1名の高知県まで、地域差が著しい状況にあります。都道府県には当然それぞれの特徴がありますが、そうした地域差を超えた取り組みの格差があるように思われます。ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、とりわけ中小企業に働く若者が技能五輪全国大会、技能五輪国際大会に積極的に挑戦できるよう、技能五輪参加者に対してはもちろん、育成の段階から、支援を拡充していく必要があります。

資料15 第56回技能五輪全国大会参加者数（2018年11月・沖縄）

(人)

都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者	都道府県	参加者
全国計	1,292	千葉県	12	三重県	6	徳島県	4
北海道	20	東京都	58	滋賀県	14	香川県	12
青森県	10	神奈川県	60	京都府	18	愛媛県	7
岩手県	26	新潟県	30	大阪府	52	高知県	1
宮城県	15	富山県	15	兵庫県	31	福岡県	22
秋田県	12	石川県	6	奈良県	10	佐賀県	9
山形県	37	福井県	4	和歌山県	3	長崎県	14
福島県	6	山梨県	6	鳥取県	3	熊本県	11
茨城県	97	長野県	40	島根県	14	大分県	10
栃木県	60	岐阜県	15	岡山県	15	宮崎県	13
群馬県	29	静岡県	33	広島県	33	鹿児島県	12
埼玉県	50	愛知県	195	山口県	31	沖縄県	111

資料出所：中央職業能力開発協会

⑥海外事業展開を図ろうとする地元企業支援

グローバル経済下にあつて、日本企業の海外拠点における労使紛争が頻発している状況にあります。とりわけ憂慮されるのは、すべてのILO加盟国において遵守が求められている4つの中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）、なかでも結社の自由・団体交渉権への抵触に関する労使紛争です。

金属労協が加盟するGUF（国際産業別労働組合組織）インダストリアル・グローバルユニオンなどを通じて、海外の労働組合から金属労協に対し、解決への協力を求められる労使紛争としては、

- ・労働組合の組織化や労働組合活動の妨害、具体的には、業務上の怠慢や能力不足を名目にした、あるいは些細な規律違反を理由とした組合リーダーの解雇や配置転換、労働組合の団体交渉要件を満たすための認証選挙への会社側の介入。
- ・ストを指導した組合役員や、参加した組合員の解雇。
- ・会社側が団体交渉や労使協議に応じない。会社の経営状況などについて、労働組合に情報を提供しない。

などが典型的な事例と言えます。明確な各国国内法違反、人権侵害という事例も増えてきていますが、一方で、ILOの基本8条約に明らかに抵触するものの、国内法違反とは言い切れない、あるいは、合法の体裁を整えている場合も多く、「国内法に違反しなければよい」という意識が、国内法よりも優先すべき国際法違反の行為を放置することにつながっています。

これらの労使紛争は、海外現地法人の日本人出向者や現地の経営者、マネージャーの中核的労働基準への理解・認識の不足や、労使対話の欠如から生じていることから、金属労協では、海外拠点における建設的な労使関係構築に向けて、国内外で労使参加のセミナー、ワークショップを開催しており、「タイ労使ワークショップ」は、在タイ日本国大使館の後援の下に開催しています。

なお、海外展開先の国内法がILOの中核的労働基準を満たしていない場合、国連のグローバル・コンパクトでは、

- ・政府が人権（職場での権利を含め）の尊重を認めていないか、労使関係と団体交渉について適切な法的・制度的枠組みを提供していない国においては、労働組合とその指導者の秘密性を保護すること。

社会的責任規格ISO26000では、

- ・国内法で適切な保護手段がとられていない場合は、国際行動規範を尊重する。
- ・国内法が国際行動規範と対立する場合は、国際行動規範を最大限尊重する。
- ・国内法が国際行動規範と対立しており、国際行動規範に従わないことによって重大な結果が予想される場合、その国での活動について確認（review）する。
- ・国内法と国際行動規範の対立を解決するよう、関連当局に影響力を及ぼす。
- ・国際行動規範と整合しない他組織の活動に加担しない。

といった対応を求めており、企業に対する理解促進が必要だと言えます。

⑦地域活性化に向けたふるさと納税の活用

（専門高校の産業教育設備への活用）

ふるさと納税の当初の意図は、「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする」のを地方に還元するというものですから、専門高校の実験実習設備をふるさと納税で整備するというのは、まさに当初の意図どおりということになります。

専門高校は都道府県立なので、実験実習設備などの購入・更新・修繕は、当然、都道府県が行うこととなりますが、十分な予算が確保できていません。地方では、優秀な専門高校ほど卒業生が大都市圏に流出してしまうので、専門高校の予算は無駄とみなされている場合もあるようです。

都道府県に寄せられたふるさと納税は問題がありませんが、市区町村に対するふるさと納税を都道府県立高校に使うという点については、市区町村の役所・役場としては、抵抗があるかもしれません。しかしながら設置者がどこであれ、住民の子弟の通う学校教育の充実は、市区町村にとって重要であるということについて、理解を深めていく必要があります。

（返礼品）

総務省は2017年4月、「ふるさと納税の返礼品に関する有識者の意見の概要」を発表しましたが、この中には、「返礼品は本来不要であり、首長からふるさと納税を行ってくれた人への感謝の言葉などに止めるべき」という意見がある一方、

- ・地方の特産品事業者等の創意工夫（アントレプレナーシップ）を喚起し、企業力の向上に繋がっている。
- ・地方の特産品事業者は、返礼品の提供を通じて、マーケティング能力を磨くとともに、デザインや商品説明の工夫を行うなど、商品力の向上に努めている。返礼品の提供は功罪あるが、間接的に地方における中小地場産業の育成に繋がっている面も重要。
- ・返礼品は、地域で頑張っている農家、漁師の方一人一人が直接、消費者と向き合う契機となっている。そこから意識改革とやる気が生まれ、地場産業の発展に寄与している。また、そうした農家の方々などをとりまとめる地域商社的な取組が生まれ、ネットワーク化が進んでいる。
- ・人の循環を促すような返礼品は、地域の魅力を再発見し、移住定住の足掛かりになるため、金銭類似性を排除する考慮の上、自治体のアイデア次第で進めてもよい。
- ・返礼品がなければ、制度がここまで定着し、活用されることは無かったと思われ、また地

方の特産品のPRや振興に資している効果も無視すべきではない。一方で、派生したポータルサイトは、ふるさと納税を実質的に通販化しており、またポイント制度は経済的利益化を引き起こしている。ただし、ポータルサイトは、災害時等におけるふるさと納税のインフラとしても機能していることには留意が必要。

- ・返礼品を通じて、ブランド化されていない特産品を知るきっかけとなるとともに、地域や生産者とのつながりを実感できる効果がある。ただし、特産品生産者は、ふるさと納税はきっかけでしかないことをよく認識し、返礼品に頼るのではなく、販路拡大等に取り組む姿勢が重要。

などという意見が紹介されています。ふるさと納税は、返礼品が特産品の試供品としての役割を果たすことにより、当初の意図を超えて、地域活性化に大きな成果をあげています。

ふるさと納税による収入は不安定ですから、社会福祉のような自治体の収入が減っても給付を削減できない支出に用いることはできません。これに対し試供品の場合、自治体が地元業者から購入し、ふるさと納税者に対して配布するということは、地元の業者にとって売り上げが立つだけでなく、ふるさと納税のリピートも期待できますし、さらに業者の新規顧客の開拓につながれば、きわめて費用対効果の高い産業振興策となります。ふるさと納税の3割を返礼品に充当したとしても、自治体の負担はこれを下回るはずです。

現在、ふるさと納税を受けた自治体は、ふるさと納税額全額を使えるのに対し、住民がふるさと納税を行った自治体の減収は、ふるさと納税額の7割程度です（その差である3割の大部分は、所得税控除のため国の負担）。住民がふるさと納税を行った自治体では、その7割が減収となるものの、返礼品が3割であれば、3割は住民の懐に戻ってくることになり、住民にとって実質的な減税となります。

（大都市圏の自治体財政への影響）

もともと大都市圏の自治体と地方の自治体との税収格差が背景としてあり、ふるさと納税は直接的にはその是正を謳っていないものの、大都市圏から地方への税収の移転をめざしたものであることは間違いありません。そうしたことからすれば、大都市圏の自治体財政に一定の影響を与えることは否定できません。しかしながら、2018年度課税において、東京都および東京都の区市町村のふるさと納税による減収額は646億円ですが、東京都および東京都の区市町村の普通会計の歳出総額は約12兆円（2016年度）なので、ふるさと納税の影響は、普通会計歳出の0.5%強ということになります。

⑧地元企業の紹介

「感動できる会社」「地元で大切にしたい会社」を積極的に発掘し、地元で顕彰するとともに、「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞への応募の促進を図ることも検討します。

資料16 「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞第1～9回受賞企業の所在地(本社)

会社数	都 道 府 県
18社	東京
9	神奈川
8	大阪
7	静岡
6	福島、岐阜
5	福岡
4	新潟、福井、島根
3	北海道、栃木、愛知、岡山、愛媛、宮崎
2	茨城、千葉、石川、長野、滋賀、奈良、高知、鹿児島
1	群馬、埼玉、富山、兵庫、広島、徳島、香川、大分、熊本、沖縄

資料出所：人を大切にする経営学会資料より金属労協政策企画局で作成。

⑩ものづくり教室の開催

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などを対象とする「ものづくり教室」は、いまやほとんどの都道府県の金属の労働組合で毎年開催されるところとなっています。一般的に、自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の労働組合の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を継続的に展開していくことが重要です。

資料17 地方連合会金属部門連絡会などが開催したものづくり教室
(2017年9月～2018年8月)

都道府県	開催日	開催地	参加者	作 成 物
北海道	7月29日	札幌市	18組	メタルキット「ヘラクレスオオカブト」製作、工場見学
岩 手	7月29日	北上市	30組	モーター工作とペーパークラフトカー製作
秋 田	7月28日	由利本荘市	16組	パコカーの製作
山 形	8月19日	山形市	15組	スペースロボ7の製作
福 島	4月29日	福島市	120組	モーターカー・モーターバイクの製作
栃 木	10月15日	宇都宮市	50組	モーター工作、二輪車の製作
群 馬	11月23日	前橋市	25組	動物貯金箱の製作
	7月28日	前橋市	18組	ペットボトルソーラーカーの製作
埼 玉	9月2日	行田市		タイルコースターセット
東 京	8月23日	日野市	31組	ペットボトルソーラーカーの製作
神奈川	4月28日	横浜市		自動車キット
新 潟	7月21日	直江津市	12組	クラフトバンド家ライトの製作
富 山	7月29日	富山市	29組	ライトレースカーの製作
石 川	7月22日	金沢市	39組	木製モーターバイクの製作
福 井	3月25日	福井市		構造体補強の模型製作
山 梨	8月4日	甲府市	13組	牛乳パックリモコンカーの製作
長 野	7月28日	上田市	19組	ルーピング風力発電の製作
岐 阜	8月4日	岐阜市	14組	二輪・四輪自動車キットの製作
静 岡	9月22日	静岡市	9名	木工二輪の製作
三 重	7月28日	鈴鹿市	34組	木工四輪の製作
京 都	8月4日	綾部市	14組	電動扇風機の製作
大 阪	2月24日	門真市	33組	LED行燈の制作
兵 庫	8月5日	神戸市	69組	光通信体験
奈 良	8月4日	天理市	38組	ミュージアム見学と二輪・四輪自動車キットの製作
和歌山	8月5日	和歌山市	23組	ロープウェイの製作
鳥 取	8月19日	鳥取市	26組	和紙ランプシェード、木工小箱の製作
島 根	7月29日	松江市	16組	ペットボトルロケット、ソーラーカーの製作
岡 山	4月30日	岡山市	30組	メカホッパー
広 島	4月28日	広島市、 福山市	183組	木製モーターカー、木製モーター二輪車、電子工作電子ゴマ
山 口	4月28日	山口市	100組	モーター工作
福 岡	8月1日	福岡市	11組	ペットボトルエコライトの製作
佐 賀	4月28日	佐賀市	70組	木工自動車の製作
長 崎	7月23日	長崎市	15組	世界産業遺産見学とキット組み立て
大 分	8月20日	大分市	74名	木製モーターカーの製作

資料出所：金属労協

3. 工業高校教育の強化

①産業教育設備予算の拡充

公立専門高校に対する産業教育設備費補助については、三位一体改革により2005年度に一般財源化されたため、都道府県立専門高校の設備整備は都道府県の予算で行うことになっていきます。工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その実験実習設備は老朽化が指摘されており、予算の制約により、更新や修繕が困難な状況にあります。工業高校の見学、教職員との情報交換・意見交換、都道府県の産業教育設備予算の確認などを行った上で、必要な予算の拡充を要請していくことが重要です。

資料18 都道府県における産業教育設備予算の例(2018年度予算)
(万円)

都道府県	事業費	うち修繕	都道府県	事業費	うち修繕
青森	24,489.7		愛知	29,524.8	
山形	5,028.2		奈良	259.4	
栃木	3,884.5		鳥取	4,539.1	
群馬	30,000.0		島根	12,800.0	
埼玉	10,639.0	818.4	岡山	11,018.5	
神奈川	1,209.5	1,080.4	愛媛	9,038.2	
新潟	12,852.4		高知	4,229.1	
石川	12,300.0		徳島	9,998.7	
岐阜	19,000.0	500.0	長崎	10,365.5	
静岡	7,250.0		熊本	13,272.5	
滋賀	7,846.7		大分	938.9	
大阪	730.4				

(注)1.一部の数値は2017年度予算。
2.資料出所：各都道府県資料より金属労協政策企画局で作成。

②工業高校の魅力の発信

2019年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(2018年12月末時点)を見ると、人手不足を反映し、総じて好調となっていますが、なかでも工業科の就職内定率は97.0%に達しており、学科別での平均(91.9%)をはるかに凌駕し、第1位となっています。

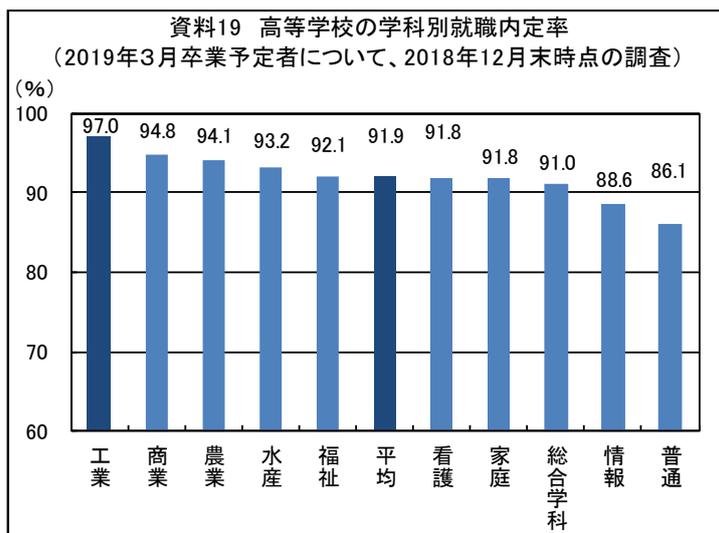
また、高校卒業就職者の3年離職率を就職先の産業ごとに見ると、2015年3月卒の場合、産業計では39.3%、非製造業では46.4%に達していますが、製造業では28.0%、金属産業では23.5%と大幅に低くなっており、大学卒の産業計(31.8%)よりも低い状況にあります。

これらは、

- ・工業高校に対する労働力需要の高さ。
- ・相対的に見れば、他の産業に比べ、金属産業が良質な雇用を提供していること。

を示しているものと思われませんが、ものづくり産業の国内投資が見直される中で、人材が確保できないために国内投資が抑制されるという事態が生じれば、わが国の成長にとって著しい機会損失となってしまいますし、働く者にとっても、良質な雇用の場の機会損失となります。

中学生に対して工業高校の魅力をより積極的に情報発信するとともに、ものづくり立国日本にとって、工業高校は「国の宝・地域の宝」であることが、より広く認識されるようにしていく必要があります。



資料出所：文部科学省

資料20 高校卒業就職者の産業別3年離職率
(2015年3月卒)

産業	就職者数 (人)	3年目までの 離職者数(人)	離職率 (%)
産業計	178,176	70,112	39.3
製造業	68,376	19,164	28.0
金属産業計	38,894	9,159	23.5
鉄鋼業	3,647	793	21.7
非鉄金属製造業	1,171	251	21.4
金属製品製造業	5,739	2,006	35.0
機械関係	28,337	6,109	21.6
非製造業	109,800	50,948	46.4
大学卒(産業計)	441,936	140,660	31.8

資料出所：厚生労働省

③ 「ジュニアマイスター顕彰制度」などの活用拡大

資料21 工業高校生に対するジュニアマイスター顕彰制度の認定状況
(2018年度実績)

都道府県	加盟校数 (工業高校)	認定数				1校あたり 認定数	1校あたりゴールド	
		ゴールド	シルバー	ブロンズ	合計		2018年度	2017年度
北海道	19	178	237	247	662	34.8	9.4	8.8
青森	11	173	226	80	479	43.5	15.7	14.2
岩手	12	138	164	133	435	36.3	11.5	14.8
宮城	14	37	103	143	283	20.2	2.6	3.9
秋田	11	71	89	124	284	25.8	6.5	7.1
山形	11	84	159	101	344	31.3	7.6	6.3
福島	17	93	228	219	540	31.8	5.5	5.6
茨城	13	68	118	109	295	22.7	5.2	4.4
栃木	14	86	183	142	411	29.4	6.1	5.4
群馬	12	61	106	76	243	20.3	5.1	4.3
埼玉	16	45	95	147	287	17.9	2.8	1.6
千葉	8	17	42	18	77	9.6	2.1	3.3
東京	33	62	109	67	238	7.2	1.9	1.1
神奈川	12	16	40	33	89	7.4	1.3	1.9
山梨	6	35	71	13	119	19.8	5.8	8.0
新潟	10	57	102	73	232	23.2	5.7	5.4
長野	14	38	52	43	133	9.5	2.7	2.9
富山	8	85	105	91	281	35.1	10.6	10.4
石川	8	179	215	147	541	67.6	22.4	12.8
福井	7	91	96	37	224	32.0	13.0	12.9
静岡	18	53	62	47	162	9.0	2.9	2.1
愛知	29	252	428	493	1,173	40.4	8.7	8.6
岐阜	11	102	95	58	255	23.2	9.3	7.3
三重	9	92	132	0	224	24.9	10.2	6.2
滋賀	8	11	13	13	37	4.6	1.4	1.9
京都	7	41	87	84	212	30.3	5.9	5.6
大阪	29	41	115	108	264	9.1	1.4	1.5
兵庫	20	103	201	177	481	24.1	5.2	6.3
奈良	4	11	13	6	30	7.5	2.8	2.3
和歌山	6	15	17	11	43	7.2	2.5	2.0
鳥取	5	7	28	28	63	12.6	1.4	3.2
島根	4	18	39	46	103	25.8	4.5	3.0
岡山	20	109	215	211	535	26.8	5.5	6.5
広島	14	99	175	167	441	31.5	7.1	6.6
山口	18	120	172	104	396	22.0	6.7	6.1
徳島	5	40	63	58	161	32.2	8.0	5.5
香川	7	37	48	39	124	17.7	5.3	5.1
愛媛	10	122	105	31	258	25.8	12.2	9.7
高知	6	50	73	7	130	21.7	8.3	7.8
福岡	23	230	452	311	993	43.2	10.0	8.2
佐賀	8	57	148	107	312	39.0	7.1	6.4
長崎	9	301	399	250	950	105.6	33.4	28.1
熊本	14	271	483	246	1,000	71.4	19.4	19.1
大分	12	114	147	90	351	29.3	9.5	10.5
宮崎	11	116	115	12	243	22.1	10.5	8.9
鹿児島	19	216	337	76	629	33.1	11.4	12.1
沖縄	9	56	76	22	154	17.1	6.2	6.0
全 国	591	4,298	6,778	4,845	15,921	26.9	7.3	6.8

(注)1. ジュニアマイスター顕彰制度は、全国工業高等学校長協会が実施するもので、工業高校生が取得した資格や合格した検定試験、コンクールなどの成績を得点に換算して顕彰する制度。

2. 加盟校数は、同協会加盟校数。

3. 資料出所：全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

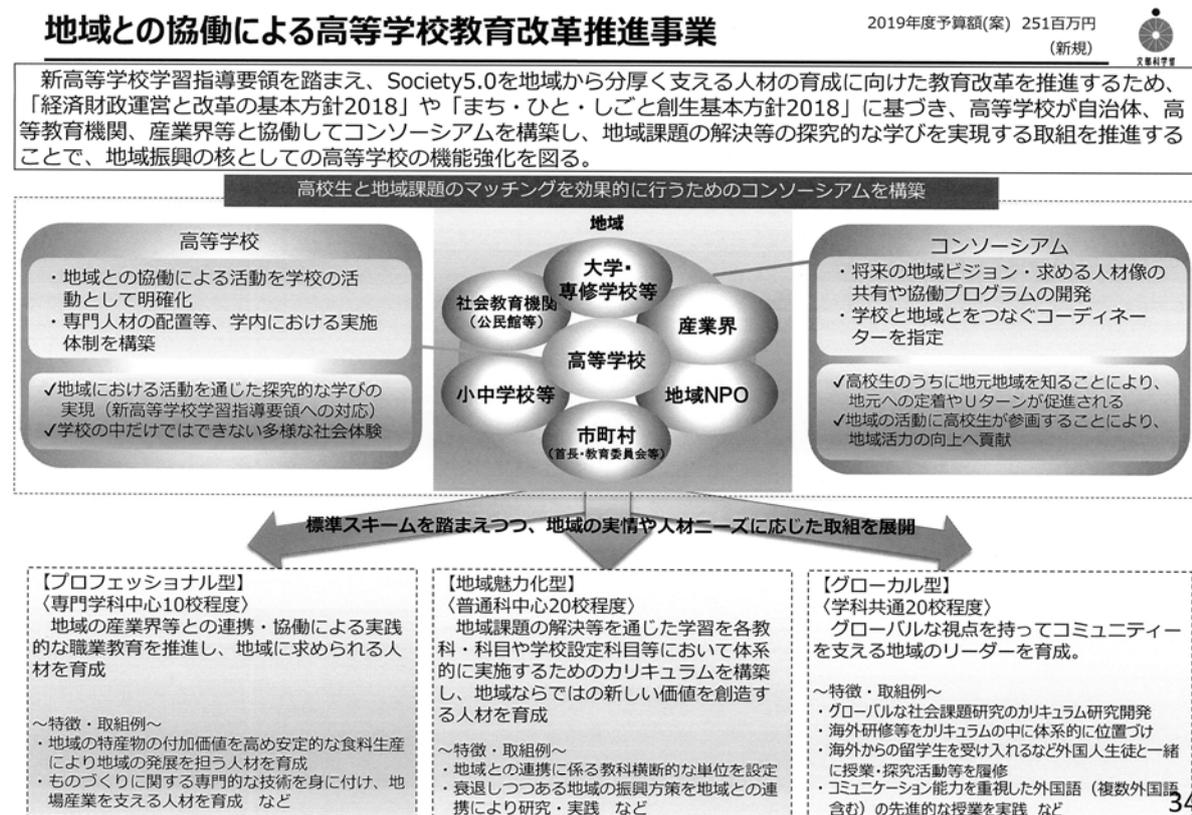
④ 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定獲得

社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取り組みを行う専門高校を指定して実践研究を行う「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)」事業は、2014年度から2018年度まで48校が指定されてきましたが、2019年度については公募されておらず、予算も前年比43.1%減の8,472万円に止まっています。「優先度の極めて高い」事業であり、「複数校による様々な観点からの研究を行い、全国に普及していくことを考慮すると、低コストで実効性が高い事業である」と評価されており、また2018年度公募においても、応募校のうち39校が指定に至らなかったにも関わらず、予定よりも前倒しで公募を終了してしまう

ことは、きわめて遺憾と言わざるを得ません。

新たに2019年度より「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」が始まりました(2019年度予算2億5,100万円、終了予定なし)が、予算は設備備品の購入にも使えることになっています。専門高校については、「地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成」することを目的としており、その積極的な活用を促していくことが重要です。

資料22 「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の概要



資料出所：文部科学省「2019年度予算(案)のポイント」

⑤専攻科の拡充

高等学校には、卒業生もしくはそれと同等以上の学力を有する者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として、専攻科が設けられている場合があります。修業年限は1年以上ですが、実際には2年のものが多いと言われています。一定の要件を満たした専攻科の卒業生は、大学に編入することができ、また科目履修により大学で単位を取得した場合には、学士の学位を取得することができます。普通科以外の高校約2,300に対し、専攻科のある学校は140程度に止まっており、国家試験受験資格の関係で、看護科、水産科が多い状況にありますが、第4次産業革命の進展の下、工学系の技術・技能者についても、ICT系のリテラシーが不可欠となっていることから、工業高校についても積極的に専攻科を設置し、リカレント教育にも活用していくことが有効と考えられます。

⑥工業高校、工業高等専門学校卒業者の地元ものづくり産業での再就職支援

工業高校や工業高等専門学校の卒業生は、全国の有効企業に就職する機会が多く、なかには、地元企業への就職率が低いため、都道府県の予算を使うのは無駄と考えている首長も存在するようです。住民の子どもが全国で活躍することはきわめて有意義なことであり、予算が無駄でないことはもちろんですが、短期間のうちに離職した場合や、家庭の事情などにより、地元へ転職する必要がある場合などには、母校が地元での再就職を支援するシステムの構築が有効と思われる。

⑦実習助手の待遇改善

工業高校では、機械科、電気科などの専門学科ごとに、教諭5人に対し実習助手2人が配置され、「機械実習」「電気実習」「製図」など、実習を伴う授業の指導を行っています。準備や後片付けだけでなく、指導計画の作成や成績評価も行うなど、実質的に技術・技能教育の最前線で生徒の指導にあたっており、多くの実習助手は校務分掌を分担し、部活動の指導を行っているにもかかわらず、待遇が恵まれていなかったり、出張ができないなど活動が制限される状況となっています。実習助手の半数は教員免許を取得しており、取得していない場合でも、認定講習によって教員免許を取得することができます。工業高校の教育の根幹は言うまでもなく実習であり、「実習助手」については、職務を適正に反映する名称・待遇・活動を確立する必要があります。

資料23 実習助手に関する補職名・呼称の例

都道府県	補職名・呼称	都道府県	補職名・呼称
青森	実習教諭、実習講師	愛知	実習教師
山形	実習教諭、実習講師	滋賀	実習教諭
福島	実習教諭、主任実習講師、実習講師	鳥取	実習教諭
茨城	実習教諭、実習講師	広島	実習教諭
神奈川	実習指導員	徳島	実習主任
新潟	実習教諭、実習教員	愛媛	実習助教諭
富山	実習教諭	佐賀	実習教諭、実習教師
山梨	実習教諭、実習講師	大分	実習教諭
長野	実習担任教諭	宮崎	実習教師
岐阜	実習教諭	沖縄	実習教諭

資料出所：日教組資料より金属労協政策企画局で作成。

4. ワークルール遵守に向けた仕組みづくり

①地方連合会と都道府県社会保険労務士会との意見交換・情報交換

社会保険労務士法第1条では、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする」とされており、社会保険労務士倫理綱領では、「社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない」とされています。

しかしながら現実には、助成金の不正受給のための書類の虚偽申請、所定労働時間の延長など労働条件引き下げを助長する内容や労働組合への対抗策のホームページへの掲載などといった行為も少なくなく、そうした事例への対応も、地域ごとに差がある状況となっています。

2016年3月、厚生労働省より「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」とする通達が出され、全国社会保険労務士会連合会は「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」を策定しましたが、社労士会との意見交換・情報交換を通じて、必要な対応を促し、こうした問題の抜本的解消を促していくことが重要です。

資料24 全国社会保険労務士会連合会「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる情報発信に関する指導指針」(2016年4月)

1. 本指針の趣旨

近年、インターネット等の様々なメディアによる情報発信が、手軽に、かつ廉価に行うことができるようになり、多くの社労士がその専門的知見や業務に関する情報を発信し、国民の利便向上に貢献している一方で、一部の社労士が、その職業倫理に照らして不適切と考えられる情報発信を行っている。

このような不適切な情報発信は、全国の社労士に対する国民からの信用を失墜させるおそれがある。

以上を踏まえて、全国社会保険労務士会連合会と都道府県社会保険労務士会(以下「都道府県会」という。)が連携し、不適切な情報発信を防止するとともに、かかる情報発信を行う社労士に対する厳格な指導を実施することにより、社労士としての品位保持、職業倫理の向上を実現するため、本指針を定めるものである。

2. 不適切と考えられる情報発信

不適切と考えられる情報発信とは、その内容が社会保険労務士法(以下「法」という。)第1条、第1条の2及び第16条の規定に反するもの、あるいはそのおそれのあるものをいう。

具体的には、過去の処分事例に照らせば、次の5つのいずれかに該当する情報が発信されている場合、指導の対象となるものと考えられる。

- ①社労士制度の目的(事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること)に反する内容
- ②社労士の職責(公正な立場での業務の遂行)に反する内容
- ③社労士の業務を行うに当たり必要とされる労働社会保険諸法令の理解が不十分と認められる内容
- ④社労士の信用及び品位を害する内容
- ⑤使用者による労働者に対する違法な権利侵害や刑罰法規に違反する行為をそそのかすような内容

なお、上記に該当する情報発信を行った場合は、法第25条の3に定める懲戒処分事由の「この法律の規定に違反したとき及び社労士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当する、あるいはそのおそれがあることとなり、懲戒処分又は指導の対象となり得るものと考えられる。

3. 不適切な情報発信の事例

不適切な情報発信に該当する、あるいはそのおそれのあるものの具体的な事例を以下に示す。これらは近年インターネット等で散見されるものの一例であるが、この他にも上記の5つの視点に照らして該当する、ある

いはそのおそれのあるものや、国民に不適切な情報発信であるとの誤解を生じるものについては、指導の対象となるものであり、個々の社労士において直ちに是正すべきものである。

- (1) メンタルヘルス対策等その重要性が社会的に共有されている取組みを否定するような事例
 - ・「社員をうつ病に罹患させる方法」
 - ・「合法的なパワハラの方法」
- (2) 就業規則の作成等に関し使用者がいたずらに労働条件を引き下げを促すような事例
 - ・「労働基準法上必要のない休暇を与えていませんか」
 - ・「労働時間はそのままに残業代を大幅削減」
- (3) 労働社会保険の保険料を不当に引き下げる脱法行為を推奨するような事例
 - ・「社会保険料の削減をお教えします」
- (4) 労働社会保険の助成金、年金給付等について、依頼者に過度の期待をさせるような事例
 - ・「〇〇助成金獲得のノウハウ教えます。成功報酬は支給額の〇%で。」
 - ・「障害年金、必ずもらえる診断書を医師に書かせる方法」
- (5) 公正さを疑わしめるような事例
 - ・「100%会社側」
 - ・「労働者の味方」
 - ・「行政の指導に対抗できます」
- (6) その他（上記に類するような事例）
 - ・厚生労働省が作成する「モデル就業規則」の目的を否定するような表現

4. 不適切な情報発信に対する指導

都道府県会は、所属する社労士による不適切と考えられる情報発信が確認された場合、直ちにこれを是正（修正、削除等）するよう、会則に基づき当該社労士に対する指導を行う。

なお、指導に従わないため処分が必要な場合又はその態様から指導を行わず直ちに処分を行うことが必要な場合については、会則に基づき当該社労士に対する処分を行う。

資料出所：全国社会保険労務士会連合会

資料25 社会保険労務士による「不適切な情報発信」に関するJAMから都道府県社労士会に対する苦情申し立て(2015年11月～2019年1月)

都道府県	苦情申し立て	うち修正数		都道府県	苦情申し立て	うち修正数		都道府県	苦情申し立て	うち修正数	
		修正	不十分			修正	不十分			修正	不十分
全国計	441	347	46	富山	6	6	1	根	1	1	
北海道	20	19	3	石川	3	2	1	岡	8	8	
青森	3	3		福井	6	5		山	6	5	
岩手	3	3		山梨	4	4		口	4	3	1
宮城	3	3		長野	1	0		島	1	1	
秋田	3	3		岐阜	5	2		香	2	2	
山形	1	1	1	静岡	15	12		愛	2	2	
福島	5	5		愛知	19	14	3	高	2	2	
茨城	5	5	1	三重	6	6		福	8	8	
栃木	3	3		滋賀	4	4	2	岡	2	2	
群馬	3	3		京都	15	15		佐	4	4	
埼玉	13	11	4	大阪	50	44	3	賀	2	2	
千葉	13	9	1	兵庫	29	29	1	長	4	4	
東京	113	63	18	奈良	3	3		崎	3	3	
神奈川	22	13	2	和歌山				本	5	5	1
新潟	4	4		鳥取	3	3		分	2	2	2
								宮	9	3	1
								崎	2	2	
								鹿	9	3	
								児	2	2	
								島			
								沖			
								縄			

- (注)1. 「不適切な情報発信」の事例としては、
- ① 残業代を削減するために、所定労働時間の延長を呼びかける。
 - ② 厚生労働省の「モデル就業規則」を貶める。
 - ③ 「労働基準監督署の指導対策」。
 - ④ 社会保険料の削減を呼びかける。
 - ⑤ 「100%経営者の立場で…」と売り込む。
 - ⑥ 「労働組合対策、団体交渉への出席」を宣伝する。
 - ⑦ 「首切りの方法を教えます」と売り込む。
2. 網掛けは苦情申し立てのないところ、またはすべての申し立てに対し、必要な修正がなされているところ。
3. 資料出所：JAM

5. 特定最低賃金の取り組み強化

① 特定最低賃金の金額改正・新設に関わる必要性審議・金額審議の取り組み強化と、組織内における特定最低賃金の意義・重要性の共有化

賃金は、マクロ経済の状況を反映して形成された社会的相場の幅の中で決定されるべきものですが、マクロ経済の状況の中には、当然、労働力需給が含まれます。市場競争原理からすれば、人手不足の度合いが大きければ大きいほど、賃金水準は上昇するはずですが、実際に、賃上げ取り組み前（2013年度）と直近の2017年度における、新規求人数の増加率と若年層の賃金上昇率との関係を産業大分類で見ると、おおむねそうした傾向を見てとることができます。

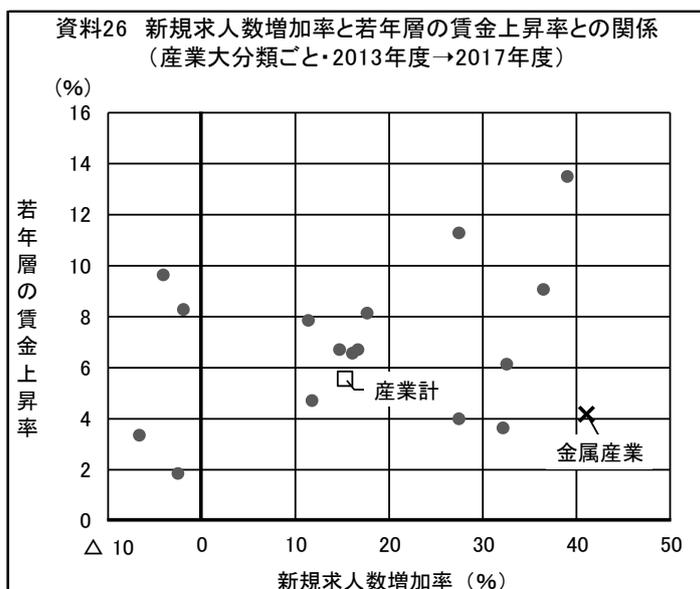
しかしながら、金属産業（産業中分類の金属産業の各業種を合計したもの）では、新規求人数の増加率が他の産業に比べ際立って大きいのに対し、賃金上昇率は産業計よりも大幅に低く、市場競争原理が有効に機能していない、「公正競争」が阻害されている状況にあります。

金属産業では、熾烈なグローバル競争を繰り広げており、見かけ上は賃金水準が日本の数分の一となっている新興国、途上国と競争しているため、賃金水準の違いを理由とした賃金の下押し圧力が強い状況にあります。もし仮に、新興国や途上国との競争によって、金属産業では他の産業に比べ付加価値の確保が厳しい状況となっており、その増加率も低いということであれば、他の産業に比べ賃金水準が低い、賃金上昇率が低いという状況が生じて、「社会的相場」の幅の中であれば、やむをえないところです。

しかしながら実際には、金属産業の産み出している労働時間あたりの付加価値は、全産業に比べ3割程度高い状況にあります。賃上げ取り組み前（2013年）と直近の2017年を比べてみると、労働時間あたりの付加価値の増加率は、全産業では6.5%に止まっているのに対し、金属産業では14.3%に達しています。一方、この間の労働時間あたり人件費の上昇率は、全産業が4.5%であるのに対し、金属産業は3.9%となっており、むしろ金属産業のほうが低い状況にあります。こうしたことから労働分配率は、全産業が58.6%から57.5%へ1.1ポイント低下していますが、金属産業計では55.9%から50.8%へ5.1ポイントも低下しています。

こうした点においても、金属産業では市場競争原理が損なわれており、公正競争が阻害されている、と判断せざるをえません。

帝国データバンクの「最低賃金改定に関する企業の意識調査」（有効回答9,746社）によると、2018年の地域別最低賃金の引き上げについて、引き上げ額を「妥当」とする企業は43.8%、「低い」とする企業も15.2%に達しており、「高い」とする企業は13.7%に止まっています。最低賃金に関する中央の経営者団体の認識は、企業の意識とずれが生じている可能性があります。



産業	新規求人増加率	賃金上昇率
産業計	15.6	5.5
鉱業、採石業、砂利採取業	16.2	6.5
建設業	11.3	7.8
製造業	32.2	3.6
うち金属産業	41.1	4.1
電気・ガス・熱供給・水道業	32.7	6.1
情報通信業	△ 2.4	1.8
運輸業、郵便業	14.8	6.7
卸売業、小売業	16.6	6.7
金融業、保険業	△ 6.6	3.3
不動産業、物品賃貸業	17.7	8.1
学術研究、専門・技術サービス業	△ 4.0	9.6
宿泊業、飲食サービス業	36.5	9.1
生活関連サービス業、娯楽業	11.8	4.7
教育、学習支援業	27.5	11.3
医療、福祉	27.4	3.9
複合サービス事業	39.0	13.5
サービス業(他に分類されないもの)	△ 1.8	8.3

- (注) 1. 若年層の賃金上昇率は、一般労働者・高校卒・19歳以下の所定内賃金の上昇率。
 2. 金属産業は、産業中分類の金属産業各業種を合計したもの。
 3. 資料出所：厚生労働省「一般職業紹介状況」、「賃金構造基本統計調査」より金属労協政策企画局で作成。

資料27 労働時間あたりの付加価値と雇用者報酬

(円・%・ポイント)

項目・産業	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2013年=100
①国内総生産						
全産業	4,324 (100.0)	4,394 (100.0)	4,547 (100.0)	4,564 (100.0)	4,603 (100.0)	106.5
製造業	4,897 (113.3)	5,053 (115.0)	5,534 (121.7)	5,547 (121.5)	5,591 (121.5)	114.2
金属産業計	5,222 (120.8)	5,610 (127.7)	6,104 (134.3)	5,880 (128.8)	5,970 (129.7)	114.3
②雇用者報酬						
全産業	2,534 (100.0)	2,563 (100.0)	2,584 (100.0)	2,633 (100.0)	2,648 (100.0)	104.5
製造業	2,645 (104.4)	2,681 (104.6)	2,695 (104.3)	2,726 (103.5)	2,754 (104.0)	104.1
金属産業計	2,919 (115.2)	2,961 (115.5)	2,988 (115.6)	3,009 (114.3)	3,033 (114.5)	103.9
③労働分配率						2013年との差
全産業	58.6	58.3	56.8	57.7	57.5	-1.1
製造業	54.0	53.1	48.7	49.1	49.3	-4.8
金属産業計	55.9	52.8	49.0	51.2	50.8	-5.1

- (注) 1. カッコ内は、全産業=100とした比率。
 2. 労働時間は雇用者の数値を使用。
 3. 資料出所：内閣府「国民経済計算」より金属労協政策企画局で作成。

資料28 地域別最低賃金引き上げ額の妥当性(2018年)
(%)

回答	割合
低い	15.2
妥当	43.8
高い	13.7
分からない	27.4

資料出所：帝国データバンク「最低賃金改定に関する企業の意識調査(2018年)」、有効回答9,746社

6. 仕事と家庭の両立支援

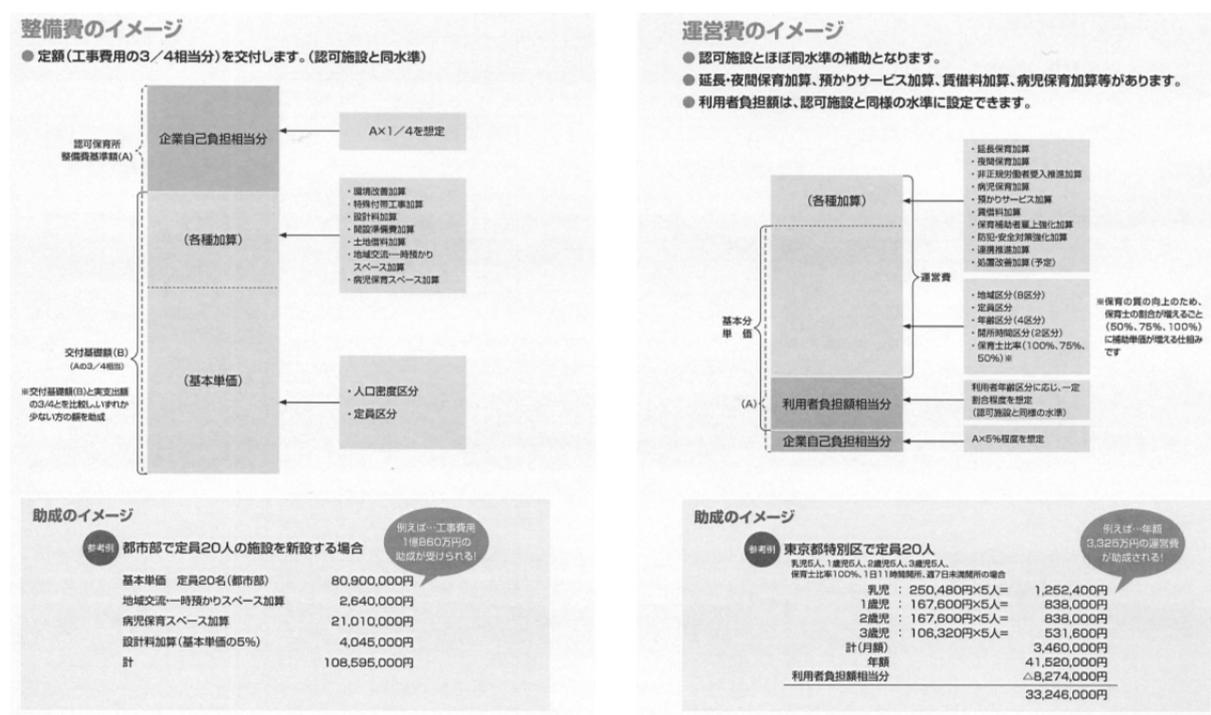
①事業所内保育施設の支援

⑦企業主導型保育事業の活用

企業主導型保育事業に関しては、2018年3月の時点で2,597施設に達し、施設数だけであれば、すでに認定こども園に対して4割に及ぶ状況となっており（人数では7%強）、国では2019年度予算において、前年を319億円上回る2,016億円の予算を確保しています。定員割れ、共同利用の際の責任の所在、助成の遅延などに関して問題点が指摘されていますが、地方自治体としても、こうした諸問題に適切に対応しつつ、「子ども・子育て支援新制度」の主要な柱として、一層の拡充を促していく必要があります。

ただし企業主導型保育事業は、もともと保育拡大を図る趣旨のものであることから、制度導入前から存在する事業所内保育施設には支給されません。そうした施設には労働保険特別会計の「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」が支給されていますが、助成額は企業主導型保育事業に比べて低く、支給期間も運営費の助成で10年間に限られています。自治体として、独自の支援を行うことにより、こうした施設の維持を図っていくことが重要です。

資料29 企業主導型保育事業における助成内容



資料出所：内閣府「会社がつくる保育園」

②余裕教室の活用による保育所設置

2016年6月に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、保育所に関し、「空き教室などの地域のインフラの活用による受け皿の拡大も促進する」とされていますが、2017年5月現在で、保育施設として活用されている小・中学校等の余裕教室は全国で81教室にすぎず、いまだ3桁に達していません。余裕教室のほとんどは何らかの形で活用されていますが、そのうちの多くを占める「スペース」とされている活用は、転用可能な場合も多いものと推測されます。

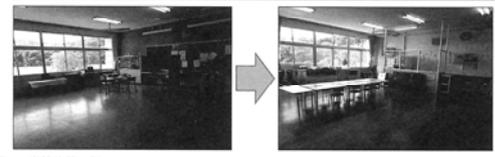
資料30 公立小・中学校等における余裕教室の活用状況(2017年5月1日現在)

活用状況		教室数	比率(%)
余裕教室		80,414	100.0
活用教室		79,216	98.5
当該学校施設として活用		75,817	94.3
学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース		34,888	43.4
特別教室		17,427	21.7
児童・生徒の生活・交流のスペース		6,796	8.5
授業準備のスペース		5,152	6.4
教職員のためのスペース		3,602	4.5
学校用備蓄倉庫等		2,153	2.7
通級指導のためのスペース		1,903	2.4
地域への学校開放を支援するスペース		1,863	2.3
心の教室・カウンセリングルーム		1,524	1.9
外国人子弟等に対する日本語指導のための教室		509	0.6
他の学校施設として活用		195	0.2
学校施設以外への転用		3,204	4.0
放課後児童クラブ		2,152	2.7
地域防災用備蓄倉庫		260	0.3
放課後子供教室		242	0.3
社会教育施設等		137	0.2
保育施設		81	0.1
老人福祉施設		45	0.1
児童館等		44	0.1
その他		243	0.3
未活用教室		1,198	1.5

資料出所：文部科学省資料より金属労協政策企画局で作成。

資料31 余裕教室の保育所への転用事例

⑧ 保育所への転用 (宮城県松島町・松島第二小学校)



転用元の学校施設の概要(平成29年5月1日現在)

児童数・学級数	171名 8学級
教職員数	20名
建物概要	平成2年新増築

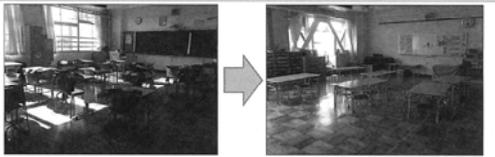
転用施設の概要

転用施設名	高城保育所分園
転用教室数	1階1室
転用施設面積	128㎡
転用年度	平成19年度
資料	なし
運営主体	松島町民福祉課
改修等事業費	5,560千円
活用補助金名	なし

転用の経緯
松島町では、町立の本郷保育所の老朽化による閉鎖に伴い、効率的な運営を行うため、幼稚園が併設されている小学校の余裕教室を転用して保育所分園を設置した。
遊戯室、園児・大人用トイレ、事務室を幼稚園と共用することで効率的な運営を実現している。

自治体の声
保育所分園への転用により、余裕教室の活用と住民の要望を同時に実現でき、幼児教育の充実にも繋がったのではないかと考えております。

⑨ 保育所への転用 (東京都品川区・中延小学校)



転用元の学校施設の概要(平成29年5月1日現在)

児童数・学級数	112名 10学級
教職員数	22名
建物概要	昭和44年新築 昭和45-46-47年増築

転用施設の概要

転用施設名	中延保育所分園
転用教室数	1階2室
転用施設面積	132.40㎡
転用年度	平成22年度
資料	なし
運営主体	品川区子ども未来部保育課
改修等事業費	16,690千円 建築 8,787千円 電気 4,129千円 機械 3,774千円

転用の経緯
待機児童解消緊急対策事業として、品川区では小学校施設を利用した区立保育所の分園設置を2園すすめた。中延保育所分園では5歳児の保育を行い、移行後の本園の空きスペースに0~4歳児の受け入れを行うことで、定員の弾力化を図っている。

管理運営上の配慮事項
本園と分園が道路を挟んで離れているため、交通事故が発生しないよう、複数の職員を配置し、子どもたちの移動に注意を払っている。分園の内装については、保育所廊下に柵を設置することで、子どもたちが外に出ない工夫をしたり、小学校の女子便所を幼児用に改修した。

自治体の声
余裕教室を活用した結果、26名の定員拡大を実現しました。改修後の平成22年4月の入園申込者も、前年比15%増を記録しています。分園の設置に伴い、保育園と小学校の特色を生かしながら、交流活動や教職員の合同研修等も実施しています。年長児が小学校にスムーズに接続できるような取り組みを、今後も図っていきます。

資料出所：文部科学省「子供と地域を元気にする余裕教室の活用」

③学童保育の拡充

学童保育待機児童数は、2010年代に入ってから2.7倍以上に増大しており、とりわけ都道府県によって激増しているところも見られます。公立小学校の校区の中で未設置校区の比率は、全体では15.0%となっていますが、都道府県によっては、3割以上になっているところもあります。地域の状況を確認の上、必要な場合には強力な取り組みが必要となります。

なお運営主体については、地域運営委員会や父母会・保護者会によるものは、比率が低下してきていますが、引き続き公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業などへの転換を促していくことが必要です。

資料32 学童保育待機児童、未設置校区の状況

(人・校区・%)

都道府県	待機児童数			未設置校区 (2018年)			都道府県	待機児童数			未設置校区 (2018年)		
	2010年	2018年	増加数	公立小学校数	未設置校区	未設置比率		2010年	2018年	増加数	公立小学校数	未設置校区	未設置比率
北海道	126	124	-2	1,034	252	24.4	滋賀	118	19	-99	220	19	8.6
青森	27	109	82	285	49	17.2	京都	106	162	56	372	40	10.8
岩手	29	12	-17	313	76	24.3	大阪	768	469	-299	981	112	11.4
宮城	172	372	200	378	43	11.4	兵庫	222	872	650	747	50	6.7
秋田	30	80	50	197	36	18.3	奈良	26	121	95	197	9	4.6
山形	2	40	38	250	44	17.6	和歌山	0	105	105	251	75	29.9
福島	122	244	122	442	108	24.4	鳥取	0	64	64	123	8	6.5
茨城	111	397	286	478	39	8.2	島根	95	117	22	201	34	16.9
栃木	6	55	49	360	51	14.2	岡山	100	140	40	386	35	9.1
群馬	62	66	4	307	20	6.5	広島	18	193	175	471	42	8.9
埼玉	459	1,665	1,206	810	24	3.0	山口	99	348	249	305	37	12.1
千葉	313	1,455	1,142	791	59	7.5	徳島	2	70	68	188	38	20.2
東京	1,245	3,812	2,567	1,268	203	16.0	香川	90	305	215	161	15	9.3
神奈川	200	571	371	852	187	21.9	愛媛	17	262	245	282	76	27.0
新潟	11	43	32	459	88	19.2	高知	6	96	90	230	96	41.7
富山	5	112	107	188	15	8.0	福岡	140	429	289	726	43	5.9
石川	2	19	17	205	17	8.3	佐賀	7	270	263	162	9	5.6
福井	0	0	0	198	23	11.6	長崎	10	34	24	324	104	32.1
山梨	37	99	62	175	9	5.1	熊本	28	236	208	347	47	13.5
長野	23	14	-9	362	41	11.3	大分	46	117	71	269	21	7.8
岐阜	76	137	61	367	55	15.0	宮崎	282	249	-33	239	65	27.2
静岡	344	798	454	500	62	12.4	鹿児島	109	387	278	512	170	33.2
愛知	364	840	476	969	136	14.0	沖縄	118	758	640	265	83	31.3
三重	35	70	35	371	70	18.9	全国	6,208	16,957	10,749	19,518	2,935	15.0

資料出所：全国学童保育連絡協議会資料より金属労協政策企画局で作成。

資料33 学童保育の運営主体

(力所・%)

運営主体	2010年		2018年		増加数
	力所	同比率	力所	同比率	
公立公営	8,155	41.3	10,391	33.2	2,236
社会福祉協議会	2,165	11.0	4,059	13.0	1,894
地域運営委員会	3,654	18.5	4,686	15.0	1,032
父母会・保護者会	1,478	7.5	1,426	4.6	-52
法人等	4,292	21.7	10,703	34.2	6,411
NPO法人			2,850	9.1	
民間企業			1,933	6.2	
その他法人等			5,920	18.9	
合計	19,744	100.0	31,265	100.0	11,521

資料出所：全国学童保育連絡協議会

⑤病児・病後児・体調不良児の保育の拡充

病児保育のための施設は、全国・2016年度の時点で病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）の合計で、2,572箇所には達していますが、年間延べ利用人数は病児対応型と病後児対応型の合計で640,441人に止まっています。その後も増加しているとは思いますが、それでも、保育所利用児童数261万人に比べて、圧倒的に少ないと言わざるを得ません。市町村ごとに、保育所などの分布状況を把握しながら、戦略的な病児保育施設の配置を行っていくことが必要と思われます。

病児保育にも用いられる内閣府の「地域子ども・子育て支援に必要な経費」は、2017年度の執行率が90%で、120億円以上が使われていない状況にあります。大阪市への支出額は横浜市の4割に達していないといった、ばらつきもあります。市町村が積極的に交付申請を行うよう、都道府県としても促進していく必要があります。

なお、ネットでの利用申し込みについては、不適切な申し込みが度重なる利用者に関して電話連絡を必要とするなど、柔軟な制度設計が重要と思われます。

資料34 病児保育事業の実施状況（2016年度確定ベース）
（箇所・人）

都道府県	実施箇所数			年間延べ利用人数			頻度(年)
	政令市・中核市	その他	計	政令市・中核市	その他	計	
北海道	9	34	43	2,714	4,154	6,868	11.2
青森	8	17	25	2,517	5,277	7,794	4.2
岩手	5	51	56	2,083	2,877	4,960	5.9
宮城	7	15	22	1,991	877	2,868	14.4
秋田	12	48	60	1,675	3,247	4,922	4.7
山形	0	57	57	-	3,213	3,213	7.9
福島	7	16	23	3,864	455	4,319	7.2
茨城	0	104	104	0	7,505	7,505	7.4
栃木	6	61	67	2,908	2,760	5,668	6.9
群馬	30	38	68	2,751	1,327	4,078	10.9
埼玉	15	63	78	4,003	8,825	12,828	9.3
千葉	15	93	108	7,873	12,473	20,346	5.2
東京	3	177	180	1,521	65,905	67,426	4.0
神奈川	34	17	51	24,980	5,304	30,284	5.0
新潟	9	27	36	12,076	10,946	23,022	2.7
富山	42	82	124	2,808	2,651	5,459	5.2
石川	12	76	88	6,949	6,622	13,571	2.5
福井	0	43	43	-	10,978	10,978	2.3
山梨	0	31	31	-	5,640	5,640	3.7
長野	1	26	27	51	8,014	8,065	6.2
岐阜	5	24	29	6,889	4,218	11,107	3.4
静岡	6	67	73	2,255	7,928	10,183	6.3
愛知	25	39	64	16,729	9,037	25,766	6.0
三重	0	11	11	-	6,087	6,087	6.5
滋賀	15	23	38	1,255	2,517	3,772	8.8
京都	7	39	46	4,083	6,589	10,672	5.4
大阪	171	228	399	24,682	12,611	37,293	4.5
兵庫	23	33	56	17,117	7,968	25,085	4.1
奈良	4	33	37	1,202	3,011	4,213	5.8
和歌山	2	8	10	902	2,111	3,013	6.7
鳥取	0	18	18	-	7,725	7,725	2.3
島根	0	33	33	-	10,315	10,315	2.2
岡山	10	32	42	9,910	2,195	12,105	3.7
広島	20	31	51	19,428	4,787	24,215	2.6
山口	7	21	28	3,577	22,420	25,997	1.0
徳島	0	28	28	-	8,520	8,520	1.9
香川	7	10	17	7,687	6,256	13,943	1.6
愛媛	4	14	18	5,643	4,726	10,369	2.4
高知	20	9	29	2,008	792	2,800	7.5
福岡	34	36	70	39,216	14,707	53,923	2.2
佐賀	0	12	12	-	2,708	2,708	8.8
長崎	11	29	40	10,819	7,181	18,000	2.0
熊本	8	25	33	6,177	9,631	15,808	3.5
大分	4	20	24	5,977	7,670	13,647	1.9
宮崎	6	16	22	3,417	5,335	8,752	3.7
鹿児島	7	27	34	8,782	6,498	15,280	2.7
沖縄	3	16	19	2,517	6,812	9,329	5.8
計	614	1,958	2,572	281,036	359,405	640,441	4.1

- (注)1. 実施箇所数は病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）の合計。年間延べ利用人数は病児対応型、病後児対応型の合計。
2. 頻度は「保育所利用児童数(2018年4月)÷年間延べ利用人数(2016年度)」で、仮に保育所利用児童だけが利用するとして、全国平均では4.1年に1回の頻度になる。
3. 資料出所：厚生労働省「病児保育事業の実施状況」、「保育所等関連状況取りまとめ」より金属労協政策企画局で作成。

⑥特別養護老人ホームの増設促進

特別養護老人ホームの待機状況の調査に関しては、①2015年より、新規入所者が原則要介護3～5に限られることになった、②重複申込等の排除を従来よりも徹底し、入所申込者数の実数により近づけることになった、ことから、前回調査（2013年の523,584人）よりも大幅に減少し、292,567人となっていますが、それでも定員の約6割の状況となっています。都道府県によ

っては、定員の100%以上に及んでいるところもあり、地域の状況に応じて増設を図っていくことが不可欠となっています。

資料35 特別養護老人ホームにおける入所申込者
(2016年・要介護3～5)

都道府県	施設数	定員①	入所申込者数②	比率 (②÷①)
北海道	327	21,783	12,774	58.6
青森	89	5,135	3,480	67.8
岩手	111	6,555	4,406	67.2
宮城	139	8,329	6,652	79.9
秋田	112	6,309	6,748	107.0
山形	97	7,143	4,632	64.8
福島	135	9,383	8,494	90.5
茨城	208	12,499	5,059	40.5
栃木	120	6,551	3,399	51.9
群馬	152	8,748	4,959	56.7
埼玉	343	28,232	7,951	28.2
千葉	318	20,549	10,165	49.5
東京都	466	41,030	24,815	60.5
神奈川県	344	29,441	16,691	56.7
新潟	195	14,082	11,070	78.6
富山	76	5,083	3,234	63.6
石川	71	5,808	2,244	38.6
福井	65	4,143	2,292	55.3
山梨	50	2,906	4,860	167.2
長野	142	9,767	2,343	24.0
岐阜	117	8,939	6,737	75.4
静岡県	226	15,727	6,749	42.9
愛知県	235	20,374	10,006	49.1
三重	147	8,467	5,359	63.3
滋賀	76	4,858	4,905	101.0
京都	142	10,446	8,755	83.8
大阪	372	28,214	12,048	42.7
兵庫県	302	20,476	14,983	73.2
奈良	95	6,323	3,187	50.4
和歌山	82	4,703	2,603	55.3
鳥取	41	2,807	2,084	74.2
島根	82	4,233	3,354	79.2
岡山	148	9,203	6,918	75.2
広島	166	10,120	9,968	98.5
山口	93	6,141	5,001	81.4
徳島	62	3,296	1,161	35.2
香川	84	4,831	3,392	70.2
愛媛	99	5,725	6,385	111.5
高知	55	3,826	2,584	67.5
福岡	280	18,650	6,468	34.7
佐賀	48	3,003	2,083	69.4
長崎	112	6,189	2,846	46.0
熊本	123	6,665	4,666	70.0
大分	73	4,311	2,795	64.8
宮崎	87	5,057	3,575	70.7
鹿児島	141	8,632	5,100	59.1
沖縄	55	4,059	2,587	63.7
全 国	7,103	488,751	292,567	59.9

(注) 1. 重複申し込み等の排除を、従来よりも徹底している。
2. 施設数、定員は10月1日時点、入所申込者数は4月1日時点。
3. 資料出所：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「特別養護老人ホームの入所申込者の状況」より金属労協政策企画局で作成。

⑧看護・介護、私傷病治療などによる退職の防止

組合員が介護によって退職に追い込まれることのないよう、電機連合では、相談窓口の設置・周知をはじめとする「介護支援ガイドライン」を策定し、個人向け、組合役員向けに詳細な手引きを示しています。

1 介護に関する実態・支援ニーズの把握

介護は個別性が高く、ニーズもさまざまなため、可能な範囲できめ細やかな対応が求められます。仕事と介護の両立について実効性のある支援を行うためには、まずは組合員、従業員の実態やニーズの把握から始めましょう。また調査は、個人情報やプライバシーに配慮しながら実施しましょう。実態把握は、全体の傾向を知る調査、個別事情を調べるアンケート等を労使で協力して行いましょう。

2 支援制度の設計・見直し

実態把握のあとは、ニーズ等に対応するために両立支援制度を設計したり、既存の制度を見直したりしましょう。電機連合では、法定以上の支援制度の導入や拡充を推進しています。

3 介護に直面する前の組合員への支援

支援制度の設計や見直しを行ったら、具体的な支援に移りましょう。突然直面するかもしれない介護について、以下のように組合員へ事前の支援を行い、安心してもらうことが重要です。

職場内の理解と風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 相談しやすい職場風土を醸成し、働きやすい環境を整備する
支援制度や相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> 介護についての不安や悩みを相談できる窓口の体制を整備する 組合・会社の相談窓口や介護支援制度、関連法等について周知徹底する
教育・研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 相談を受ける側や組合員を対象に教育や研修を実施する*

※加盟組織 研修・セミナー等事例

●A労組…介護セミナー(労使共催)

対象者: おおむね40歳以上の従業員

内容: 介護の知識(介護の実態、介護保険の仕組み、介護にかかる費用等)、仕事と介護を両立させるためのポイントなど

●B労組…勉強会(組合開催)

「親が元気なうちに始めたい介護の準備 ～仕事と介護の両立に向けて～」

内容: 介護の現状・実態、介護の備え、介護技術体験、公的介護保険の仕組みや手続き、ケアマネジャーの探し方・選び方、離職を考える前に介護への心構え(座学だけではなく、介護技術体験やグループ討議を行いながら認識形成をしていく流れ)



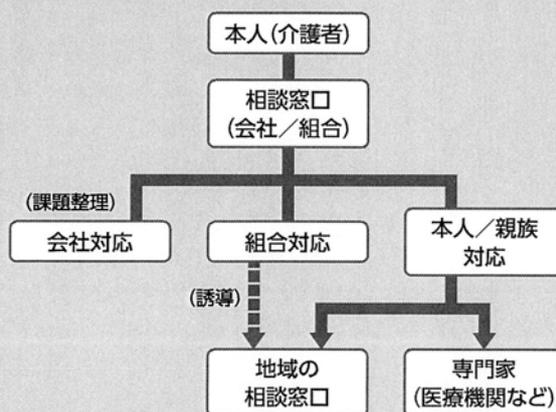
4 介護をしている組合員への支援

組合員が実際に介護に直面した時は、以下のように相談窓口への誘導や両立支援制度の利用サポート、メンタル面での支援等、ニーズに合った具体的な支援を行いましょ。

相談窓口への誘導・対応	相談窓口では、仕事と介護を両立するうえで、何が必要で何が課題となるのか、本人と整理する
職場内の理解と風土の醸成	組合は会社と協力して、職場のサポート体制の確認や働き方の調整をするなど、具体的な対応が必要
両立支援制度の利用サポート	両立支援制度の手続きや利用方法などの話を進める。特に介護休職については、「自分で介護をするための休職」ではなく「仕事と介護を両立するための準備期間」として活用するよう伝える ※加盟組織の取り組み事例や介護者の両立事例は、「介護支援ガイドライン」を参照
地域サービスの周知・利用支援	要介護者等が住んでいる地域の「地域包括支援センター」の情報を提供し、相談を促す
メンタル面での支援	組合役員や上司、人事部門は、継続的に介護者の心身の状況や変化を見守り、把握することが重要。労使で職場におけるメンタルヘルスケアの体制づくりに取り組む

【相談の流れ】

相談は、以下のような流れとなるよう相談者に促しましょう。



5 柔軟な働き方の制度構築や周知徹底

制度の利用状況を把握・確認し、実態に沿った柔軟な働き方の制度の見直しや設計を行い、周知徹底を図りましょう。組合員や従業員が利用しやすい制度づくりをめざし、継続的な改善を行うサイクルを定着させることが重要です。

7. 外国人技能実習制度、新しい在留資格「特定技能」の適正な運用

①外国人技能実習生、特定技能外国人の死亡・失踪、監理団体や登録支援機関、受け入れ企業による不正行為の根絶

2018年10月末時点の外国人労働者数は146万人に達しており、技能実習生は前年に比べ19.7%増、3割（栃木、福岡）、4割（熊本）、5割（沖縄）の増加となっているところもあります。2019年4月から新しい在留資格「特定技能」が創設されることから、外国人労働者数は一層の拡大が予想されることとあり、地方自治体の対応強化が不可欠となっています。

資料37 外国人労働者数（2018年10月末）

都道府県	全在留資格計		うち技能実習		都道府県	全在留資格計		うち技能実習		都道府県	全在留資格計		うち技能実習	
	人	(%)	人	(%)		人	(%)	人	(%)		人	(%)	人	(%)
全国計	1,460,463	19.7	308,489	19.7	富山	10,334	16.7	5,206	16.7	島根	4,297	1,934	12.3	
北海道	21,026	21.1	10,357	21.1	石川	9,795	15.0	4,793	15.0	岡山	16,297	7,704	15.9	
青森	3,137	19.3	1,946	19.3	福井	8,651	12.6	3,908	12.6	広島	31,851	15,354	12.9	
岩手	4,509	15.3	2,803	15.3	山梨	6,910	13.6	1,432	13.6	山口	7,723	3,416	14.1	
宮城	11,001	25.9	3,676	25.9	長野	17,923	22.8	6,357	22.8	徳島	4,389	2,869	9.1	
秋田	1,953	22.5	958	22.5	岐阜	31,279	11.6	11,641	10.4	香川	8,703	5,222	12.2	
山形	3,754	25.9	1,937	25.9	静岡	57,353	20.5	11,989	20.5	愛媛	8,376	5,555	5.9	
福島	8,130	25.8	3,337	25.8	愛知	151,669	17.6	33,310	17.6	高知	2,592	1,534	9.2	
茨城	35,062	16.0	13,174	16.0	三重	27,464	18.2	8,876	18.2	福岡	46,273	10,624	28.5	
栃木	24,016	29.0	6,724	29.0	滋賀	17,238	16.4	4,071	16.4	佐賀	5,258	2,366	17.9	
群馬	34,526	21.1	8,201	21.1	京都	17,436	3.7	3,773	17.5	長崎	5,433	2,462	△ 6.3	
埼玉	65,290	24.7	13,150	24.7	大阪	90,072	16.4	16,403	25.9	熊本	10,155	6,295	39.1	
千葉	54,492	23.0	11,988	23.0	兵庫	34,516	9.0	9,024	19.0	大分	6,254	3,094	17.9	
東京	438,775	27.6	15,182	27.6	奈良	4,116	1.8	1,805	15.7	宮崎	4,144	2,800	19.6	
神奈川	79,223	27.4	9,776	27.4	和歌山	2,395	1.0	905	11.2	鹿児島	6,862	4,343	28.6	
新潟	8,918	26.7	3,282	26.7	鳥取	2,755	1.5	1,519	15.6	沖縄	8,138	1,414	52.7	

資料出所：厚生労働省

資料38 外国人技能実習制度における死亡・失踪・不正行為

項目	期間	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
死亡者	年度	人	35	27	24	20	19	27	34	30	29	
うち脳・心疾患			16	9	3	6	2	8	6	8	8	
失踪（2号）	年	機関	1,627	954	1,052	1,115	1,532	2,822	3,139	3,110	5,058	7,089
失踪（全体）						1,534	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
不正行為機関数	年	機関	452	360	163	184	197	230	241	273	239	213
企業単独型			7	2	3	2	0	0	0	3	2	3
団体監理型			445	358	160	182	197	230	241	270	237	210
うち実習実施機関			416	324	143	168	188	210	218	238	202	183
うち機械・金属関係			81	43	13	11	4	7	12	10	14	9

(注)1. グレーは2008年(度)以降で最少の年。

2. 資料出所：JITCO（国際研修協力機構）、法務省

③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の実践

資料39 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策
生活者としての外国人に対する支援（概要）

2018年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築と多言語音声翻訳システムの利用促進

②地域における多文化共生の取組の促進・支援

○外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援

○外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

①医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

○電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備

○地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

②災害発生時の情報発信・支援等の充実

○気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリSafety tips等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)

○三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

○交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応

○「110番」や事件・事故等現場における多言語対応

○消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④住宅確保のための環境整備・支援

○賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)

○外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤金融・通信サービスの利便性の向上

○金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備

○携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

①日本語教育の充実

○生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)

○多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)

○日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))

○日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

②日本語教育機関の質の向上・適正な管理

○日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)

○日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け

○日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実

○日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

○日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援

○地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)

○教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)

○地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保

(5) 留学生の就職等の支援

○大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等

○中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化

○文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等

○留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実

○業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進

○産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

①適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

○労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）

○「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

②地域での安定した就労の支援

○ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援

○地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

○法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進

○医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）

○納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備